

番号	年月日	指導死(疑い事案)一覧(未遂を含む) 武田さち子作成 2023年1月現在	有形暴力
1	1952/4/25	東京都世田谷区の国立東京学芸大学附属世田谷中学校で、男子生徒(中2・13)が飛び降り自殺。 教室で、凶画の教師が生徒に静かにするよう注意したところ、男子生徒が咳払いをしたので、「ふざけるな」と注意。男子生徒は「寒い時に口から出るのは当たり前」と言い返し、隣の席の生徒も同調。教師は咳をした男子生徒を殴ったうえ、2人を廊下に出した。直後、男子生徒は別校舎の屋上から飛び降り自殺。 人権擁護委員会は、教師の「体罰」は認定したが、自殺との因果関係は確認できないとした。東京地検も教師を不起訴処分。	あり ①
2	1955/7/5	兵庫県神戸市の本山第三小学校の赤田治男くん(小2・8)が鉄道自殺。 授業中、隠しごっこをいたずらで、教師に「泥棒学校へ行け」と叱られていた。自殺に誘われた友だちは直前に逃げて助かった。	なし
3	1955/12/16	茨城県北相馬郡取手町の県立取手第二高校の女子生徒(高2)が、教師の実名をあげて「呪ってやる」と書いた遺書を残して農薬で服毒自殺。12/18死亡。 教師(33)が服装検査をおこなった際、着ていた上着のボタンがうまくはずれなかったことから、女子生徒は「チクショー」と独り言をつぶやいた。これを聞きつけた教師は立腹し、女子生徒を数度殴りつけた上、足蹴りするなどした。	あり ②
4	1962/9/26 (2021/1/18 1963年を訂正)	福岡県田川市の県立田川東高校の男子生徒Aくん(高3・17)が、担任教師(25)からの体罰の翌朝、自宅倉庫で首吊り自殺。「先生の仕打ちをうらむ。死んでも忘れない」との手紙を6通、友人に出していた。 自殺前日、男子生徒は他のクラスメイト2人とともに授業中私語をしていて立たされたあと、職員室で人文地理の成績が悪いことをあわせて叱られた。それを見ていた担任教師が理由をただし、次の授業のため教室に戻ろうとするAくんだけを残して、他の非行事実の告白を求めたり、反抗的な態度に対し「そんなことなら学校を辞めてしまえ」と叱責。他の教師も加わった。昼食抜きで、授業に出させず、反省を求めた。他の教師から喫煙やカンニング等も聞かされ、Aくんの頭を平手で数回殴打。明日、父親を学校に来させるように言って、教室に帰っていた。 1970/8/12 福岡地裁飯塚支部で、福岡県に3万円の支払いを命じる。 「教師が生徒に対して懲戒権を行使する場合には、それによって予期しうるべき教育的効果と生徒の蒙るべき権利侵害の程度とを較量し教育上必要とされる教育の限界を逸脱することのないよう留意するべきである」「被害生徒と担任教諭との信頼関係が既に破壊されていたこと、本件非行の程度、被害生徒は既に担当教諭に適切な訓戒を受けて十分納得服従したばかりであったこと、懲戒の態様等を考慮して、本件懲戒は期待しえない不適切なものであるにとどまらず、生徒の権利侵害の程度もはなはだしいとして、懲戒の範囲を著しく逸脱した違法なもの」とした。ただし、「『体罰』が自殺を招くことは予測困難」などとして自殺との因果関係を認めず、懲戒行為の慰謝料だけを認める。 1975/5/12 福岡高裁で、「担任教師の懲戒行為は限界を超えて違法」としながら、そのことと自殺との間に因果関係はないとし、1審と同じく懲戒行為の慰謝料だけを認める。 「日頃、必ずしも心服していたわけでもない担任教師から受けた屈辱感、劣等感、その他諸般の事情をしんしゃくすると慰藉料60万円(原告2名=父母に各々)が相当である」とした。 1977/10/25 最高裁第三小法廷で、上告棄却。 「違法な懲戒がされるに至ったいきさつや、男子生徒の態度からみて、担任教師は自分の懲戒によって男子生徒が自殺を決意することを予見することは困難だった」「懲戒行為と自殺の間に法的な意味での相当因果関係を認めない」として、2審の慰藉料各々60万円を支持。	あり ③

		ただし、損害賠償請求を認めながら、弁護士費用を認めなかった点が違法であるとして、一部破棄、差し戻された。 (判例時報 613 号 P30、判例タイムズ 328 号、判例タイムズ 355 号)	
5	1963/2/13	大阪府大阪市城東区の区立すみれ小学校の教室で授業中、男子児童Aくん(小6・12)が教室の窓から飛び降り自殺。 理科の時間に約2割の生徒が宿題を忘れ、女性教師(37)が、「Aくんは前の日も忘れでしたね。そんなに忘れるのなら一度、お家の人に学校に来てもらいます」と叱ったところ、真っ赤な顔をして頭をかかえ、すぐ横の窓から飛び降りた。	なし
6	1972/8/24	北海道札幌市西区の中学校の男子生徒(中2・14)が、夏休みにガス自殺。 遺書に「僕は死にたい。先生は暴力教師、すぐびんたを張る。かっぱらいを何度もしたことがある。そのたびに十発も二十発もなぐられたことがある。ノートにウソを書いただけでなぐられたこともある。先生は一日三時間勉強しろと怒鳴る。だから死にたい。こんな先生がいる限り、僕は学校に行きたくない」と書いていた。 男子生徒は母子家庭で、数回の非行歴があった。教師は「ナイフで床を刺して遊んだりして目に余る行為があったので1、2度たたいたことがある」という。	あり ④
7	1973/9/3	埼玉県越谷市の自宅で、東京都立江北高校の山本有浩くん(高2・16)が感電自殺。 6/8 有浩くんは、日教組批判の新聞記事を学校新聞に掲載しようとして、担任教師や新聞部の先輩に見つかり、集団リンチを受けた。顔や背中に大けがをし、11日間の入院。それ以降、登校していなかった。 遺書には「体育館で記事について責められ逃げ場がなくなった。助けてくれと叫んでも助けてくれるものはいなかった。死ねばみんなが喜んでくれるだろう」と書いていた。 学校や日教組は、リンチなどの暴力沙汰を否定。 10/11 被疑者不詳のまま、傷害罪で告発。	あり ⑤
8	1976/4/25	東京都江戸川区の区立中学校の女子生徒(中3・14)が、国電総武線に飛び込み自殺。 10日ほど前、学校で行われたフォークダンスで男子生徒と手を握るのを嫌がって教師から注意されたことを気にしていたという。	なし
9	1976/12/7	福島県田村郡三春町組合立要田中学校の知的障がいのある男子生徒Aくん(中3・14)が遺書に「学校がこわい」と19回も繰り返して、自宅近くの葉タバコ乾燥小屋の中で首吊り自殺。 学校で、公金と教師の貯金通帳と印鑑などが盗まれ、教師4人がAくんに暴行を加えるなどして詰問。「白状するまで毎日、調べるぞ」と言われ、Aくんは犯行を認めた。その後、犯人が見つかったが、Aくんは再び共犯を疑われ、「犯人の名前を書け」と責められていた。 校長は引責辞職、教頭と教諭1人が戒告、他の3人の教師は文書戒告処分を受けた。 Aくんは家族に殺害されたとの噂がたつ。(警察は「鑑定の結果、自殺に疑いはない」とする。) 1992/11/ 福島市在住の映画監督が、同事件を題材に映画「ザザンボ」を製作。「家族による他殺」を示唆する内容になっていた。また、土葬の墓を掘り返していたことも判明。	あり ⑥
10	1978/2/末 未遂①	東京都大田区の中福小学校で、男子児童Kくん(小6)が、生徒指導担当教師ら3人から厳しく詰問された直後、校舎3階の窓から飛び降り、全治約8か月の重傷。 Kくんは友人とともに休憩時間に学校を抜け出して忘れ物を取りに帰宅する途中、友人が所持するパチンコ玉を投げて近所の窓ガラスを割って、詰問されていた。 民事裁判で、男子児童側は「教師ら3人が教室前の廊下でKくんを取り囲み、45分間にわたって、Kくんに不利益な供述を強要した。特にT教師は、初めからKくんひとりで故意にこの事件を起こしたと決めつけ、Kくんに弁解の機会を与えず、『ほんとうならここでぶっとばされても仕方ないんだぞ』『指紋をとれば犯人はすぐ分かるんだぞ』『おまえがしゃべらなければ、学校の体育館のガラスが割られた事件もお前のせいにするぞ』などと言った。さらにT教師は、Kくんのほうに体を寄せ、『お前がやったんだろ』と言いながら、Kくんの胸や腹を手拳で2、3	あり ⑦

		<p>回、後ろに倒れそうになるくらい強く突いた。」と主張。学校側は「事情聴取の時間はせいぜい15分くらい。教師が「手を前に出した際、一度、手が原告(Kくん)の腹部に触れた程度。」と主張。</p> <p>1982/2/16 東京地裁は教師側の言い分を認め、教師らの違法性を否定して棄却。(判例時報 1051号 P114、判例タイムズ 469号 P199)</p>	
11	1978/10/31	<p>東京都府中市の市立住吉小学校の教室で、女子児童(小4・9)が首吊り自殺。この日は給食調理員の時限ストで、生徒たちは弁当を持参していた。3時限目の授業が終わった休憩時間に女子児童が口をもぐもぐさせていたことから、男子児童2人が「弁当を食べよう」とはやし立てた。女子児童は「食べていない」と言って、黒板消しで男児をたたき、筆箱や鉛筆を投げつけた。これを見た担任教師(28)に「そんな乱暴しちゃだめよ」と注意されていた。</p> <p>府中市は、学校管理下に発覚した事件であるため、「日本学校安全会」に遺族への死亡見舞金を申請。一般死同様の1200万円の給付が決定した。はっきり自殺とわかるケースでの見舞金は初めて。</p>	なし
12	1979/2/16	<p>北海道苫小牧市の市立小学校の男子児童(小6・12)が、自宅風呂場で首吊り自殺。この日、学校で休み時間に、友人数人といたずらで火災報知器を鳴らし、教師から「いいか、悪いか、家に帰って考えろ」と叱られていた。</p>	なし
13	1980/10/24	<p>神奈川県相模原市の東海大学付属相模高校で、自転車の盗みを疑われた男子生徒(高1)が、校舎屋上から飛び降り自殺。</p>	なし
14	1980/11/27	<p>神奈川県鎌倉市で、「先生を恨む」と遺書を残し、男子生徒(高2・17)が焼身自殺。</p>	不明
15	1982/7/17	<p>長崎県長崎市西彼杵郡外海町の町立神浦中学校の男子生徒(中3・14)が、自宅で自殺。1時間目の国語の授業中、教師(54)に、前日に出された宿題を「したけれど、できなかった」と申し出た。教師に往復4キロ、徒歩で往復1時間半かかる自宅にとりに行くよう言われて帰った。午前10時すぎになっても男子生徒が教室に戻らないため、校長や担任、国語の教師らが自宅に行き、祖母と一緒に捜したところ、牛の飼料小屋で首を吊って死んでいるのを発見。遺体の横に、「しぬ」と鉛筆で走り書きした国語のノートがあった。教師は宿題を他の生徒も忘れたかどうか確認せず、自ら申し出た男子生徒だけを叱り、ノートを取りに帰らせていた。</p> <p>1983/ 両親が、「先生の屈辱的な叱り方が自殺を招いた」として、外海町を相手どって1000万円の損害賠償を求めて提訴。</p> <p>1984/4/25 長崎地裁で、「忘れ物を取りに帰らせることも教育の一端として肯首できる」として懲戒行為の違法性を否定。「担当教諭の行為と生徒の自殺との間に常識的に考えられる因果関係はなく、自殺を予見することも不可能だった」として棄却。(判例時報 1147号 P132)</p>	なし
16	1983/11/	<p>埼玉県の私立西武学園文理高校の女子生徒が、学校への抗議の遺書を残して自殺。当時、同校では授業中教師が2人ずつ組になって廊下を巡回し、内職や居眠りをしている生徒を見つけると、廊下に引きずり出して殴ったりした。また、校門での頭髪検査で長すぎればハサミで切り落とし、頭皮をけがさせられた生徒もいた。顔面を膝蹴りしたり、女子の髪をつかんで引きずり、倒れたところで腹を踏みつけるなど、凄まじい体罰が横行していた。このような学校に絶望しての自殺とみられる。</p>	あり ⑧
17	1984/12/3	<p>長野県北安曇郡松川村の村立松川中学校の尾山奈々さん(中3・15)が、自宅裏の物置で制服のまま首吊り自殺。</p> <p>自殺する前に、学校と所属している英語クラブの顧問にあてた「抗議文」を書いて、教室の机</p>	なし

		<p>の中に入れていた。</p> <p>顧問は英語クラブの活動を1年生の基礎からやり直す「授業」のような形でやろうとしていたが、奈々さんは授業と同じ形にしないでほしいと考えていた。顧問はあくまでも方針を変えず、奈々さんは次第に反抗的な態度を示すようになっていた。顧問は他の生徒がいる前で、「あの子は前はあんな子じゃなかった。どうしてあんな子になってしまったんだろう。前のように良い子になるまで待つわ」と言っていた。奈々さんは9月に入ってたびたび、「死」を口にだしていたが、友人たちは冗談だと受け止めていた。</p>	
18	1985/2/16	<p>神奈川県横浜市金沢区の小学校の杉本治くん(小5・11)が、「S/60・2・16 12・24・36 オークン死去」、「マー先生のバカ」という言葉と級友4人の名前をフェルトペンで残して、団地踊り場から飛び降り自殺。</p> <p>男子児童が廊下の流しを詰ませた際、咎めた教師に対し、治くんが「学校を破壊しよう」と言ったからと答えた。女性担任に呼ばれ詰問された治くんは、「学校を破壊しよう」などとは言っていない、「学校を破産させれば、勉強をしなくてもいいし、テストもなくなる」と言ったと答えた。担任は治くんを級友の前で約1時間にわたって、「将来、精神病院にいくようになる」などと言って厳しく責めた。その後、反省文を書くように言い渡していた。治くんは反省文を提出したあと、帰宅途中に近くの団地から飛び降りた。</p> <p>治くんは、4年生で杉並区から転校してきた。学校や教師に対する不信を何度も作文に書いていた。</p>	なし
19	1985/3/23	<p>岐阜県恵那市の岐阜県立中津商業高校の竹内恵美さん(高2・17)が、陸上部顧問教師(46)の暴力的なシゴキや体罰を苦に自室で首吊り自殺。</p> <p>「お父さん、お母さん、私は疲れました。もうこれ以上、逃げ道はありません。なんで、他の子は楽しいクラブなのに、私はこんなに苦しまなければいけないの。たたかれるのも もうイヤ泣くのも もうイヤ」などと書いた遺書を残していた。</p> <p>自殺の前日、恵美さんは進級に必要な成績がとれず、追試試験を受けた。追試終了後の採点で無事進級が決まったが、追試だったことに対し、陸上部顧問が体育教官室で1時間指導。続いて担任教師から勉強や部活動について1時間 15分にわたって説諭。更に、午後3時すぎから2時間半、再び陸上部顧問が説諭。計4時間 45分に及ぶ訓戒を受けた。</p> <p>その日、朝寝坊をして朝食抜きで家を出た恵美さんは、昼食もとれなかった。直立不動の姿勢をとり続け、罵声を浴びせられ、竹刀を突きつけられ、殴られた。</p> <p>恵美さんは、有望選手を集めた県陸協主催の強化合宿に参加する予定だったが、欠点を取ったあと、顧問の教師に「お前は(合宿に)連れて行かん」と言われショックを受けていた。槍投げの練習もさせないと言われて、グラウンドの片すみでもいいから練習させて欲しいと懇願したが許されなかった。顧問は「お前なんかしらん。お前の顔など見たくない」などと言って帰宅。</p> <p>恵美さんは1年生秋の岐阜県新人戦の女子槍投げで優勝。有望選手として特別厳しい練習を課せられていた。陸上部顧問教師は、校内では「校則」を守らせる体育科教師グループのボス的存在で、部活動以外の生徒たちからも恐れられていた。</p> <p>1993/9/6 岐阜地裁で一部認容。体罰の違法性を認め、岐阜県に計300万円の慰謝料支払い命令。ただし、自殺と体罰の直接因果関係と、教師個人への賠償請求は認めなかった。確定。(判例時報1487号)</p>	あり ⑨
20	1985/6/	<p>兵庫県の西宮甲山高校の男子生徒が、自殺。</p> <p>2年生のほとんどが授業をボイコットし、校庭で集会を開いたが、学校側は交渉に応じず、中心メンバーに始末書の提出を強要した。男子生徒はこのメンバーだった。</p>	なし
21	1987/4/23	<p>長野県長野市篠ノ井の市立篠ノ井西中学校の上原夕子さん(中2・13)が、自宅の2階で首吊り自殺。遺書には「みんな人の気持ちがわかってほしかった。ひどい」と書かれていた。</p> <p>いじめに悩む夕子さんが教師に相談するなかで、「どこを直したらいじめられずにすむのか、</p>	なし

		<p>クラスメイトの自分への気持ちを知りたい」と言ったことから、担任教師は道徳の授業中に、夕子さんを別室で待たせ、クラス全員に「上原さんの何がいやなのか」をテーマに匿名で作文を書かせた。担任は集めた作文に目を通したうえで、約半分(約 20 編)を本人に手渡した。</p> <p>1987/8/10 長野市は「教育的配慮が足りない面があった」として、遺族に 700 万円を支払うことを決定。こうした措置が取られるのはきわめて異例。</p>	
		ここから平成	
22 (1)	1989/3/13	香川県大野原町で、県立高校の男子生徒(高1)が、自宅近くのビニールハウス内で首吊り自殺。「反省日記」と題をつけたノートがあり、バイクの無免許運転で無期停学を受けたことを「とてもつらかった」と書いていた。	なし
23 (2)	1989/6/11	群馬県赤堀町で、生徒指導の教師に喫煙が知れてしまったことから、男子生徒(中3)が厳しい指導を恐れて自殺。「先生へ」の遺書に、「一番きらいでいいくない みんなもそういつている ころしてとかいっているけどかちめないし 先生は口で言えばわかることを どうしてなぐったりするんだろう そんなことをしなくてもいいのに そのことを考えるだけで やだ くそう」と書いて、生徒指導担当の教師を名指していた。 友人3人と、生徒指導の教師に喫煙が知れてしまったことを話し合い、男子生徒は「殺されるかもしれない。一緒に死のう」と友だちを誘っていた。 5/23 名指された教師らは、この生徒を含む複数の生徒に対し「生活態度が悪い」として暴行を加えていた。	あり ⑩
24 (3)	1991/8/28	青森県三戸郡の町立三戸中学校の女子生徒(中2・13)が、自宅で農薬を飲み服毒自殺。所属するソフトボール部の顧問教師(29)から暴力をふるわれたことを「殺したかった」と遺書に残していた。その後、顧問の「体罰」が確認されたという。	あり ⑪
25 (4)	1991/9/25	北海道赤平市立赤平中央中学校の女子生徒(中3・15)が、学校を休んで友人ら3人と河原に出かけて話しているうちに、「先生に注意された。死にたい」と言って入水自殺。友人らが止めようとしたが間に合わなかった。同生徒は、5月から体調を崩し、9月に入って2回無断欠席。出席日数が不足して、担任の男性教師(47)に数回、注意されていた。 9/24 前日にも午前中、女子生徒と友人1人を呼んで、担任が注意していた。	なし
26 (5)	1991/11/12	福井県吉田郡永平寺町の特殊学級の男子児童(小6)が自宅近くの納屋で首吊り自殺。遺書はなかった。 男子児童は2、3日前、男性教師から「お前なんか死んでしまえ」と言われ、死ぬ前日にも友人から「首を吊ったらどうか」と言われていた。当日、友人に「死にたい」と漏らしていた。	なし
27 (6)	1992/2/22	東京都東久留米市の市立中学校から、体罰が原因で別の中学校に転校して2日目に、女子生徒(中2)が自殺。 1991/6/ Aさんは前の学校の林間学校で、就寝時間の見回りにきた女性教師から、「注意に対して反抗的な態度をとった」として、頬を強く殴られた。 1992/1/ 授業が始まって教室に戻らなかったことから、同教師に「じゃまだから、学校に来るな」と言われ、一緒に注意を受けた別の女子生徒と、頭と頭をぶつけられた。 Aさんは、女性教師のことを慕っていただけに強いショックを受け、その日から1週間、家出。帰宅後も同教師の授業を嫌がったため、親が転校させた。	あり ⑫
28 (7)	1992/6/24	島根県益田市の市立東陽中学校で、岡崎一(はじめ)くん(中3・14)が、自宅近くの雑木林で首吊り自殺。 担任教師らは、下級生が行った万引きを、一くんが強要したのではないかと疑い、校内の放送室などで、一対一で3日間にわたって厳しく調べた。 一くんは入学当時から同級生数名から集団暴力、無視、自転車をこわされる、けんかをさせられる、使い走りをさせられるなどのいじめを受け、転校を申し出ている。学校側はいじめをやめさせるよう責任を持って努力するからと説得したが、その後もいじめは陰湿化し、続いてい	なし

		た。 1993/1/11 両親が学校管理者の益田市を相手どって、3000万円の慰謝料を求めて提訴。 1994/12/8 松江地裁益田支部で、原告側は金銭の要求等はすべて放棄し、学校側が「一くんが自殺したことは遺憾である」と表明することで和解。	
29 (8)	1992/7/10	大阪府箕面市の市立中学校の男子生徒(中2・13)が、自宅のあるマンション9階の踊り場から飛び降り自殺。 同生徒はこの日、2時限目の授業中、同級生にからかわれたと相手の首筋を1、2回たたいたことから、休み時間に担任が注意。放課後、副担任も約20分間にわたって注意していた。	なし
30 (9)	1993/10/13	栃木県芳賀郡茂木町の町立茂木中学校の塩沢允孝くん(中3)が、公園の休憩所で首吊り自殺。遺書に、「抗議として死の道を選ぶ。暴力を振るう先生と一緒にいたくない」「担任の先生に殴られた。気の弱い僕はプライドを傷つけられた。こんな先生を許すわけにはいかない。学校もおもしろくない。これ以上犠牲者を出したくない。この先生を許すことがないようにしてもらいたい。そうすれば学校は明るくなる」などと書かれていた。 10/4 体育館で允孝くんは、担任の男性教師から生活や学習指導上の問題を理由に、顔面を4発殴られ、左目のうえにあざができていた。同教師は事件までの半年間に、ほかの生徒に対しても、計8回の暴力をふるっていた。 学校は1月以上たってから公表。体罰があったことは認めたが、理由は「生徒のプライバシーにかかわるので明らかにできない」とのみ説明。両親に対しても、「授業態度が悪かったため」としか説明しない。教育委員会に提出した学校事故報告書には、体罰があったことや、抗議の遺書が残されていたことなどは書かれていなかった。	あり ⑬
31 (10)	1994/9/9	兵庫県龍野市立揖西小学校で、担任教師にぶたれた直後、内海平くん(小6・11)が自殺。 同日、平くんが「運動会のポスターの絵、自分で考えたんでもええん」と質問したところ、教師は「3時限目に説明したやろ。何回同じことを言わすねん」と大声で怒鳴り、利き手の左平手で平くんの頭頂部を1回、両頬を往復で1回殴打。教師は一旦、教卓のほうに戻りかけたが、平くんが他の同級生の方を見て照れ笑いを浮かべたのを見て、馬鹿にされたと思い立腹し、「けじめつけんかい」と怒鳴りながら、再び、左平手で頭頂部を1回、両頬を往復で1回、口の中が切れるほど殴打。 死亡事故報告書には「不明」と書いてあり、県教委は平くんの事件を自殺に計上しなかった。 2000/1/31 神戸地裁姫路支部で原告勝訴判決。教諭による体罰や暴行が自殺の原因として行政責任が認められたのは初めて。市側の「ロープで遊んでいて、足場の悪いいすが倒れたことも考えられる」との主張を退け、自殺と認定。 (判例時報 1713号、判例タイムズ 1024号 P140) 2013/3/19 龍野市教育委員会は、「事故死(管理外)」「原因不明」と文部科学省に報告していた内容を改めて、「体罰による自殺」と認め、両親に謝罪し、文部科学省にも訂正報告する。	あり ⑭
32 (11)	1994/9/20	福岡県福岡市の中学校の女子生徒(中3・14)が、学校で担任教師から盗みに対する指導を受けたあと、帰宅途中に「私が全部悪いんです。もう生きていく資格がないから死にます。」という内容の遺書を残して、高層団地から飛び降り自殺。 女子生徒は入学当時、友人がほとんどできず、「同級生が悪魔に見える」などと家族に話していた。同級生の歓心をかうために、盗みをしてプレゼントを渡していた。 指導目的で始めた教師との交換日記に、女子生徒は「自分で自分の首をしめた」「何度も同じ事をし、信用を失われ。生きる価値もない人間なのだ。」「死ねるものなら死んでしまいたい。」と書いていたが、担任の女性教師(36)は、「この年代の子は叱られた時の気持ちはこういうものかな」と感想を抱いただけで、内容について生徒と話し合うことはなかった。	なし

33 (12)	1994/10/24	大阪府枚方市の私立女子高校の女子生徒(高1・16)が電車で飛び込み自殺。 クラスで約1週間前に、他の生徒のカバンが紛失する騒ぎがあり、一部の同級生からこの生徒が盗ったのではないかと声があがった。担任教師が母親を呼んで事情を話し、母親が本人に聞いたしたが、女子生徒は担任に「私ではない」と答えていた。	なし
34 (13)	1994/10/29	鹿児島県出水市立米ノ津中学校の船島洋一くん(中3・14)が自宅の庭の木で首吊り自殺。 夏休み前に、顔に怪我をしたり頭に大きなコブをつくって学校から帰ってきた。三者面談のときに担任に話すが、解決策はとられなかった。担任教師は、いじめがあったかどうかをクラスでアンケートをとった結果、何も出てこなかったため、担任はみんなの前で洋一くんに謝らせていた。 校長は「怪我をさせた子はわからない、学校では一切何もなかった」といじめを認めず、謝罪もなし。学校は生前のアンケートも、洋一くんの死後3年生全員にとったアンケートも開示せず、何もなかったから処分したと発言。アンケートに、「洋一くんはいじめられていたと書いた」という女子生徒の証言もあるが、学校側は「いじめは一切なかった」と断言。	なし
35 (14)	1994/11/13	大阪府羽曳野市立河原城中学校で、ソフトボール部の副キャプテンの青木亜也子さん(中2・13)が、顧問の男性教師(35)らから叱責された翌朝、自室でユニホーム姿で自殺。「おかあさん、ごめんな クラブもうつぶられへんねん」という遺書を残していた。 亜也子さんは、練習試合で送球ミスなどが重なり、「同じミスばかりするな」と怒られ、途中で交替させられた。試合後、顧問の男性教師と他の2年生たちとともに、「明日の公式試合に来なくてええ。背番号も返せ。(試合に)出せへんからな」と言われた。同部は西日本大会優勝の実績のある強豪チームだった。 1994/11/15 学校が遺族に他の部員の親や顧問2人から事情を聞いて作成した見解書(B5判で7枚分)を渡す。指導の「過熱」が亜也子さんを死に追いやったと認め、「顧問への信頼感が全くなくなっていたと判断される。心身とも疲れさせ、自ら命を断たせるに至った原因は明らかに学校にあると判断される」と書いていた。	なし
36 (15)	1994/11/14	神奈川県横浜市の市立中学校の男子生徒(中3・15)が、電車で飛び込み自殺。 11/11 同生徒は同級生ら10人と同学年の男子生徒(中1)に、殴るけるの暴行を加えて全身に1週間の打撲傷を負わせた。自殺当日、担任教師が母親を呼んで注意。帰宅後に自殺した。私立高校への推薦入学を取り消されるのではと、思い悩んだのではないかとみられる。	なし
37 (16)	1995/8/4	長崎県長崎市で、県立高校の男子生徒(高3・18)が飛び降り自殺。両親あてに「何も悪いことはしていないのに、教師から怒鳴られ、目の前が真っ暗になった」「40分間怒鳴られた」「(ほかの生徒の前で)とんでもないやつだと言われた」と教師3人を非難する遺書を郵送していた。 夏休みの補習中、机やイスを運ぶ作業をした際、女性教師が運び終えた同生徒に女子生徒を手伝うよう声をかけたが、男子生徒は素通りした。担任教師が聞いたところ、男子生徒は「聞こえなかった」と返答。学年主任も職員室で注意をした。 翌朝、男子生徒は、「疲れた」と補習授業に行きたがらなかったが、担任教師から登校するようにと電話が入り、家族がタクシーで送り出した。男子生徒は登校せずに自殺。 男子生徒は最近、耳の調子が悪く、病院で軽い難聴と診断されていた。校長は「難聴とはだれも知らなかった」と話し、県教委や学校は「行きすぎた指導はなかった」とした。 1996/12/ 両親が長崎県弁護士会に人権侵害の申し立てをしたことに対し、同会は「教諭に不適切な言動があり、自殺の契機になった可能性がある」、「学校側と県弁護士会の調査結果の食い違いが大きい」とする報告書をまとめ、県教委、学校に再調査を要望。県教委の定例会で、「調査結果の相違点を中心に」調べて結果を出すことを決定。	なし
38	1998/3/1	群馬県の中学校で男子生徒(中2・14)が自殺。「もう生きていく自信がない。みんなに迷惑を	なし

(17)		かけてマジごめん」「ゴメン、オレのせいでみんなヤベーことになっちゃって……オレが死ぬ理由は、みんなに悪いから」などと書かれた遺書を残していた。 2/21 同生徒は校内で、友人ら8人でタバコを吸い、学校から反省文の提出を求められていた。教師に友人の名前を告げたことで責任を感じていたという。	
39 (18)	1998/11/4	広島県高田郡美土里町で、男子生徒(中2・14)が自宅の車庫で首吊り自殺。 同生徒は同日昼頃、学校で同級生とナイフで遊んでいて、あやまって相手の手に軽いけがをさせ、教師から注意を受けていた。	なし
40 (19)	1999/7/ 未遂②	大阪府大東市の私立大阪桐蔭中学に通っていた男子生徒(中1)が、7/9の昼、同級生と口論になり、後ろから左肩に石を投げられるなどして3か月のけがをした。 4日後、担任ら教師3人は事情聴取した際、目撃者がいなかったことなどから被害生徒の供述を信用せず、放課後3時間以上にわたって、いすをたたくなどして生徒を追及。翌日、自宅謹慎を命じた。生徒は精神的ショックを受けて投身自殺を図る(未遂)。不登校となり翌月、転校を余儀なくされた。 男子生徒と両親が、中学校を運営する学校法人大阪産業大学と相手の同級生に計約1300万円の損害賠償を求めて提訴。 2001/5/25 大阪地裁で、学校法人大阪産業大学側に計110万円余、同級生側に88万円余の支払いを命じた。 小佐田潔裁判長は、「生徒が昼休みに暴行以外の原因で負傷したとする証拠は全くない」と、同級生の暴行を認定。「うそを言ったと決めつけていない」とする学校側主張についても、生徒が泣きながら両親に事情を聞かれた時の様子を話したことや、生徒が投身自殺を図ろうとした事実を挙げ「学校側の説明は採用できない」「男子生徒に対する学校側の事情聴取は威圧的で、教育的配慮を著しく欠いて違法」とした。(判例時報1775号P89)	なし
41 (20)	1999/8/6	神奈川大学外国語学部スペイン語学科の女子大生(大1・18)が、夏休みに自宅で宿題の長文暗記中に首吊り自殺。 5月頃、担当の外国人教授が「今年度は50人中20人しか進学できない」と発言。毎日出される宿題も加わってふさぎこむようになっていた。 両親は大学に教育内容の改善や対処について配慮を求める文書を送っていたが放置されたとして、提訴。	なし
42 (21)	1999/11/27	北海道名寄市の道立名寄農業高校の寄宿先の学校寮洗濯室で、酪農科の男子生徒(高2・17)が、体罰を受けた数時間後の夜中に首吊り自殺。 11/26 夜、同校敷地内の寮で、男性教師(33)と男子生徒2人で、研究発表に向けた原稿を準備していた。午後9時過ぎ頃、生徒がテレビに気を取られていたことに腹を立てて、教師が足を蹴ったり、頭を叩いたりするなどの体罰を加えた。生徒にけがはなかった。	あり ⑮
43 (22)	1999/12/4	長崎県長崎市の私立海星高校の男子生徒(高2・18)がマンション屋上から飛び降り自殺。 生徒は期末試験の1時限目テストでカンニングをしているのを教師に見つかり、答案用紙を没収され、その場で待機するよう指示されていたが、「トイレに行きたい」と言って教室を出た。マンション屋上にいるのを通報で駆けつけた警察署員が約10分間説得したが、制止を振り切って飛び降りた。	なし
44 (23)	2000/1/16	長崎県五島の富江町の中学校の男子生徒(中1・13)が、町内の倉庫で首吊り自殺。 1/15 男子生徒は担任教師から服装などを注意され、「なんで俺だけ注意されるんだ」などと反発。教諭ともみ合いになり、警察が駆けつけるなどの騒ぎになった。同日夜には、生徒は校長と担任教師に謝罪の電話をかけていたという。	なし
45 (24)	2000/9/30	埼玉県新座市立第二中学校の大貫陵平くん(中2・13)が、マンションから飛び降り自殺。「たくさんバカなことをして もうたえきれません」「自爆だよ」などと書いた遺書を残していた。 前日、教師がお菓子の匂いに気づき、生徒たちに聞いたところ、他クラスの生徒を含め	なし

		<p>て6人の名前が上がった。陵平くんはお菓子をもらって食べたことを自己申告していた。会議室で12人の教師が9人の生徒らから、お菓子を食べたかどうか、他にも食べた者はいないかなど、一人ひとりに確認し、その場にいらない生徒の名前も何人かあがった。また、ライターを学校に持ち込んで遊んでいた生徒がいたことも判明。</p> <p>翌日の夜、教師から自宅に電話があり、来週の学年集会の場で、リーダー格の生徒には、みんなの前で決意表明をしてもらうことや学校にライターを持ってきた生徒すべての保護者に学校に来てもらうことなどを話した。約1時間後に自殺。</p>	
46 (25)	2002/3/23	<p>兵庫県伊丹市の県立伊丹高校で、西尾健司くん(高1・16)が自宅近くの建物から飛び降り自殺。</p> <p>3カ月前、2学期の期末テスト時、隣の席の友人に頼まれて答案を見せた。カンニングと認定されて、友人と一緒に1週間の自宅謹慎処分(健司くんにとって初めての処分)を受け、反省文、反省日記を書くように指導される。12/13から書き始めた日記を、終業式の前日に突然、春休みも続けるように言われた。終業式のあと、校内のトイレでタバコを吸っているところを教師に見つかり、母親も学校に呼び出された。校長からは「ストレスがたまっただけ何や」、学年主任からも「家族も先生も裏切って」と叱責。生徒指導部長と担任にも叱られ、無期の自宅謹慎を通告された。家族で行く予定だったスキー旅行も禁止された。</p> <p>亡くなる直前の深夜、友人に、「前は1週間やったから、たぶんそれより長いと思う。最悪やわ」「今回1人だけ謹慎ってのが精神的につらい」「(先生たちは)あきれてたわ」などと書いたメールを送っていた。</p>	なし
47 (26)	2002/3/25	<p>群馬県高崎市の東京農業大学第二高等学校(東京農大二高)ラグビー部員の金沢昌輝くん(高2・17)が、合宿当日に自殺。</p> <p>ラグビー部の練習は長時間で、休みは年間10日程度だった。監督からは激しく叱責された。ラグビー部の1年生時には、部員の上下関係により、一部暴力もあった。</p> <p>昌輝くんは1年生の9月に過呼吸の発作を起こし、その後も何度かラグビー絡みで発作を起こしていた。かなり激しい発作後も、練習に参加させられていた。学校は家族に過呼吸の発作を起こしたことを知らせていなかった。自殺当日も発作を起こし、合宿の欠席を申し出たが、治ったら参加するよう言われる。すでに欠席の連絡があったことを知らないS監督が、マネージャーに昌輝くんの自宅へ連絡を入れ参加を促した。昌輝くんは「これは策略だ」「あいつら人間じゃあないから」などと言っていた。</p> <p>死後、夏合宿頃から、指導陣の昌輝くんに対するプレッシャーがきつくなっていたことや他の選手のミスを昌輝くんのせいだとして怒ったり、「お前バックスとして駄目だよ」「使えねえ」などの言葉を浴びせたりしたことが判明。(特定の部員に注意が集中することを部員たちは、「ハメ」と呼んでいた)</p> <p>2005/9/1 前橋地裁で、グラウンドに生徒の名前などを刻んだ石碑をつくる、ラグビー指導に当たり、部員に体罰や差別的な取り扱いをしない、部員の健康や安全管理の徹底、スポーツ推薦で入学した生徒が部を辞めても退学にしないことを認める、などの内容で和解。</p>	なし
48 (27)	2004/3/10	<p>長崎県長崎市の市立小島中学校で、安達雄大くん(中2・14)が、指導途中、トイレに行くと言って、校舎4階の手洗い場の窓から飛び降り自殺。教室の机から、「オレにかかわるいろんな人いままでありがとうほんとにありがとう○○(友だちの名前)とりょうしん、他のともだちもゴメン」と書かれたノートが出てきた。</p> <p>雄大くんは、ライターとたばこをもっていたことを担任教師に見つかり、指導されていた。雄大くんは、所属する部活が自分のせいで活動停止になるのを気にしていた。</p> <p>同校では、アンケートによる違反の告白や、他の生徒の違反を密告させる生徒管理・指導を行っていた。担任教師は月に2、3回程度の体罰を行っていた。</p> <p>のちに、市教育委員会は県教育委員会に、雄大くんの件を「転落死亡事故」と報告していた</p>	なし

		<p>が、両親に伝えないまま、「自殺」に変更する統計修正を県教委に出していたことが発覚。</p> <p>2008/6/30、長崎地裁で、「喫煙指導は不適切な面が認められるが、法律上の義務としての配慮義務又は防止義務に違反したとまでは言えない」とことや自殺の予見可能性を否定して棄却。一方、教師の指導と自殺との因果関係を認定。(確定)</p>	
49 (28)	2004/5/26	<p>埼玉県所沢市の県立所沢高校の井田将紀くん(高3・17)が、中間試験でカンニングを疑われ、母親の携帯電話に「迷惑をかけてごめん」とメールを送り、飛び降り自殺。</p> <p>将紀くんは中間試験2時間目の物理の試験中に、1時間目の日本史の試験に関するメモを机の上に出していたため、試験監督の教師に注意を受けた。</p> <p>試験終了後、個室で担任ら5人の教師が、約2時間にわたって「なぜ物理の試験中に日本史のまとめを読む必要があるのか」などと問い詰め、代わる代わる事情を聴いた。将紀くんは日本史のメモを提出。「(メモは)日本史の試験中には見ていない。物理の残り時間に勉強していた」と説明した。しかし、試験監督の教師は物理の記号が見えたと言った。教師らは「疑われるような行為はよくない」と指導したという。将紀くんは正午ごろから約2時間にわたって、教師5人に尋問されていた。その間、昼食や飲み物も与えられず、トイレ休憩もなかった。</p> <p>将紀くんの死後、学校は最終的に、カンニングがないことを認めた。</p> <p>2008/7/30 さいたま地裁で、遺族の訴えを棄却。 (最高裁 HP http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081022134613.pdf) 2009/7/30 東京高裁で棄却。</p>	なし
50 (29)	2005/10/4	<p>長崎県対馬市の県立高校の男子生徒(高1・15)が、道路横のガードパイプにロープをかけ首吊り自殺。友人関係の悩みなどを記したノートが生徒の部屋にあった。</p> <p>男子生徒は9月下旬から携帯電話のチェーンメールをめぐり、複数の生徒とトラブルになり、担任教師らが同日、男子生徒を指導。男子生徒は反省文を書いていた。</p> <p>担任らは母親を呼んで説明し、午後8時頃、母子で帰宅した。その後、担任が教室の黒板に「今までサンキュー」という言葉と生徒のイニシャルが書かれているのを見つけ、9時頃、電話で母親に生徒の様子に気をつけるよう、注意していた。</p>	なし
51 (30)	2006/3/16	<p>福岡県北九州市若松区の市立小学校の永井匠(たくみ)くん(小5・11)が帰宅直後に自宅で首吊り自殺。</p> <p>掃除中、匠くんが新聞紙をまるめた棒を振り回し、同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教師が「謝りなさい」と怒鳴ったが、匠くんが「謝った」などと反抗的な態度をとったため、上着の襟をつかんで持ち上げ、床に押し倒し、左腕をねじり上げるなどした。匠くんは泣きながらペットボトルを床に投げつけて、教室を出て行った。担任は追いかけて、保護者にも連絡をしなかった。</p> <p>匠くんは前年秋から担任教師との折り合いが悪く、集中的に体罰を受けていた。「学校をやめたい」と泣きながら帰宅したこともあった。</p> <p>2009/10/1 福岡地裁小倉支部で、教師の体罰と自殺の因果関係を認め、市に約880万円の賠償を命じる。遺族は「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として提訴していたが、独立行政法人日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給を命じる。</p> <p>2010/5/21 福岡高裁で、市が責任を認めることで和解。市は教師の行為を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたものの、体罰とは認めなかった。 (判例時報 2067号、判例タイムズ 1321号 P119)</p>	あり ⑩
52 (31)	2006/10/3	<p>兵庫県高砂市の私立白陵中学校の男子生徒(中3・15)が昼休み、学校を出て鉄道自殺。</p> <p>男子生徒は入学して間もなく学校になじめず体調をくずし、「気分障害(うつ状態)」と診断され</p>	なし

		<p>ていた。保護者は診断書を学校に提出したうえ、体育の授業は見学させるなど体調に配慮するよう頼んでいたが、男子生徒は体育の時間に1500メートル走など体力テストを受けたあと、「誰も解ってくれない」などと遺書を書いていた。</p> <p>両親が学園及び教師らが安全配慮義務を怠ったとして、損害賠償を求めて提訴。 2012/6/1 神戸地裁で、原告の訴えを棄却。 2013/11/21 大阪高裁で、原告の訴えを棄却。</p>	
53 (32)	2006/10/18 未遂③	<p>鹿児島県奄美大島の公立中学校で、男性教師(37)が不登校になっていた女子生徒(中1・12)の自宅に上がりこみ、かぶっていた布団を引き剥がして「学校に行くのか、行かないのか」と迫った。直後に女子生徒は自殺未遂。</p> <p>2006/6/ 女子生徒は部活動を巡って、顧問の女性教師(25)から全部員の前で叱責され、退部。2学期から学校に行かなくなっていた。</p>	なし
54 (33)	2006/11/1	<p>兵庫県尼崎市の市立中学校の男子生徒(中3・14)が、マンションから飛び降り自殺。</p> <p>10/31 午前、男子生徒は担任教師から呼び出され、友人関係などについて指導を受けていた。生徒指導の担当教師や母親も加わって、2、3時間話し合ったあと、教師らの指示で、授業を受けずに帰宅した。</p> <p>11/1 同級生らによると、男子生徒はこの日も元気がなく、午前の授業中に「遺書でも書こうかな」などと話していたという。</p>	なし
55 (34)	2007/1/15	<p>群馬県高崎市の高崎経済大学経済学部の女子学生(大2・20)が、川で入水自殺。</p> <p>女子学生はゼミに2006年9月から参加するはずだったが、自主的に早めて6月ごろから参加。指導教官だった男性准教授(38)は8月にゼミの学生に課題を出し、12月に提出していない女子学生ら3人に、「1月15日までに課題を出さないと即留年」というメールを送った。</p> <p>自殺当日、未提出の2人のうち女子学生だけに催促のメールを送っていた。</p> <p>准教授は、女子学生が「レポートを提出できない。ごめんなさい」「留年すると分かっています。人生もやめます」「出来損ないの面倒を見させてすみませんでした。お世話になりました。ゼミ楽しかったです」などと、自殺をほのめかす内容のメールを送った後も、しばらく学生を捜さなかった。</p> <p>出された課題について、大学側は「大学院生並みの厳しい課題。ある課題がこなせなかったというだけで即留年というのもおかしい」とする。</p> <p>准教授は、他の学生に対しても人格を否定するような暴言やセクハラ発言などがあったという。また、2005年まで勤務していた別の大学でも、指導していた学生の休学届に対応しなかったり、学生ともめて指導を放棄したり、勤務時間中に無届けでスポーツジムに通っていたことなどを理由に停職処分を受け、その後、依願退職していた。</p> <p>2007/4/9 准教授を懲戒免職処分。管理責任者の学長を減給10%(2カ月)、経済学部長を同(1カ月)とした</p>	なし
56 (35)	2007/2/1	<p>千葉県松戸市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が、マンションから飛び降り自殺。</p> <p>男子生徒は2年生の1学期頃から、所属する吹奏楽活内で「疎外感を感じる」と顧問に訴えていた。</p> <p>1/20 男子生徒は、勉強との両立の難しさや体力的な理由を挙げて、「部活動をやめたい」と顧問に申し出ていた。</p> <p>1/31 昼休みの教室で、1年生の頃からいじめの被害にあっていた同級生に対し、生徒数人が次々と肩をたたき「肩パン」をし、同級生は転倒して肩の骨を折った。被害生徒は担任に連絡した際、「暴行に加わったのは5人だ」と言い、男子生徒の名前をあげなかった。</p> <p>4人の教師が、この5人を指導する中で、男子生徒を含む3人の名前が挙がり、加担したのは計8人であることが判明。男子生徒は呼び出されて指導を受け、最初に被害生徒に謝罪した。教師らは「もし私だったら耐えられない。最低のことをしたんだよ」「やったことは消しゴム</p>	なし

		<p>で消せない。この後どうすればいいのか考えなさい」などと指導したという。</p> <p>2/1 いじめられた生徒の母親の求めで、学校で暴行に加わった生徒らが母親に謝罪する予定になっていたが、男子生徒は体調不良を理由に学校を休んでいた。母親の留守中に、男子生徒は被害生徒の住んでいるマンションに行き、飛び降りた。</p> <p>ノートには、いじめ被害者の生徒の名前と「ごめんね」の文字が残されていた。</p> <p>男子生徒は、2年生前期までの1年間、生徒会の役員を務めていた。</p>	
57 (36)	2007/2/26	<p>大阪府豊中市の私立大商学園高校の体育館内3階の放送室内で、岸祐太朗くん(高1・16)が柔道着の帯で首吊り自殺。</p> <p>祐太朗くんは前日、教室で自分の首を柔道着の帯で絞めて同級生に制止され、担任教師から「そんなことしたらあかん」などと声をかけられていたが、遺体発見の午後にはじめて校長らに伝えられた。</p> <p>祐太朗くんは学校の指導方針に不満をもらしていたほか、校内トイレであった不審火に絡んで犯人と疑われて疲れていたようだったと家族は話す。学校側は「調査はしたが、放火を疑った事実はない」と否定。</p>	なし
58 (37)	2007/10/27	<p>青森県八戸市の八戸工業高校の男子生徒(高1・16)が、自宅で自殺。</p> <p>2004/4/ 男子生徒はラグビー部顧問の勧誘で同校に入学し、ラグビー一部に入部。</p> <p>しかし、入部直後からミーティングに参加させてもらえなかったり、部員数人に囲まれてボールをぶつけられるなどのいじめを受けるようになった。</p> <p>5/ 退部を決意して顧問教師に相談したが、「退部するなら退学しろ」と言われ引き留められた。</p> <p>2011/4/ 両親は、校長やラグビー一部の顧問の教師を相手に、慰謝料と逸失利益約 7500 万円の損害賠償を求めて提訴。</p> <p>2013/10/4 青森地裁で、両親の訴えを棄却。</p> <p>原告側の「いじめがあった」とする証人同士の法廷での証言が食い違ったことなどを挙げ、「証言に信用性がなく、他にいじめの存在を認める証拠がない」と指摘。顧問についても「違法な指導を行ったということとはできない」とした。</p>	なし
59 (38)	2008/3/15	<p>秋田県潟上市の市立天王南中学校のトイレで、女子生徒(中1・13)が首吊り自殺。そばにあったスケッチブックには、自分を責めるような内容が書かれていた。</p> <p>3/13 女子生徒は、部活動の入退部をめぐり、同じ学年で友人の女子生徒に対し、傷つける内容の携帯メールを送信していた。メールを受け取った友人の保護者が学校に相談。男性担任教師が1時間目の授業中、別室で女子生徒を指導したうえ、両親を学校に呼ぶことなどを話したという。女子生徒は反省した様子だったが、両親が中学校を訪れた午後6時ごろには、すでに姿が見えなくなっていた。</p> <p>亡くなった女子生徒は成績も優秀で生徒会役員も務めていた。まじめで、責任感も強かったという。同校の校長は「いじめもなく、指導も通常の範囲であり、自殺との因果関係はないと考えている」と話した。</p>	なし
60 (39)	2008/3/21	<p>長野県塩尻市の県立田川高校の教室で、男子生徒(高2・17)が黒いネクタイで首吊り自殺。学校は入試準備などで長期の休みに入っていたが、この日、男子生徒は数学の補習を受ける必要があったが、欠席していた。</p> <p>2007/6/ この頃からインターネットの掲示板に悪口を書かれる。夏休み以降、遅刻や欠席が多くなり、図書館登校する。</p> <p>2007/10/10 遺書めいたものを残し、行方不明になる。</p> <p>2008/3/18 本人のブログに、「むちゃぶり 自分の課せたまを分かっているのか？ 3日で片付く量じゃないだろう。何考えてやがるんだ。無茶苦茶だ…。」などと書いていた。</p>	なし

		<p>2008/4/ 調査委員会が立ち上がる。</p> <p>2009/3/17 報告書は、男子生徒への思いが実現できず人生に絶望感を覚えたこと、数学科で指示された補習課題が達成困難な状況にあり、3年への進級が絶望的に考えたこと、高校1年生時に携帯サイトの掲示板に中傷を書き込みされ、登校できるようになっても疎外感や孤立感を感じていたことなど、自死は複合の要因が作用した結果と結論。さらに、学校の教育環境も検証、「学校側の認識や対応が必ずしも十分ではなかった」という見解を示した。</p>	
61 (40)	2008/4/3	<p>北海道紋別郡遠軽町の町立丸瀬布小学校の今野彩花さん(小6・11)が、女性担任の行き過ぎた指導を苦に、自宅トイレで首吊り自殺。</p> <p>小学校5年生時の女性担任は、夏休みの図形の宿題を角度が少しずれているという理由で、同じ問題を2か月半書き直しさせるなどした。また、忘れ物をした児童は20分間しつ責され続けるなどすることがあり、彩花さんは「忘れ物をするのがこわい」と話していた。</p> <p>6年生でも同じ教師が担任をすることになった初登校の前日に自殺。</p> <p>約2年後、学校の事故報告書で、彩花さんの自殺が、多臓器不全で死亡と報告されていたことが発覚。両親が教育委員会に何度もかけあい、ようやく自殺に訂正。しかし、文部科学省の数字は訂正されない。</p> <p>2011/10/ 両親が、同と町に計約7790万円の損害賠償を求めて提訴。</p> <p>2013/6/3 札幌地裁は、町と道に計110万円の支払いを命じる。</p> <p>千葉和則裁判長は「(ドリルのやり直しを何度も命じるなど)やや厳しい指導だったことは否定できないが、教育的効果を期待でき、許容される」と違法性を否定。自殺と指導との因果関係も否定。一方、女儿が死亡した後の学校や町教育委員会の対応については「自殺に結びつく可能性のある事情の調査を怠った」などと指摘。自殺原因に関し、学校が一度は「担任教諭の不適切指導にあった」と説明したのに、訴訟では「適切だった」と覆すなどし、両親の精神的苦痛を増大させたと認定した。</p> <p>2014/2/27 札幌高裁で、指導と自殺の因果関係を否定した一審の札幌地裁判決を支持し、両親の控訴を棄却。</p>	なし
62 (41)	2008/7/14 未遂④	<p>北海道富良野市の道立高校で、校舎4階教室窓から女子生徒A子さん(高1)が飛び降り、手足の骨を折る重傷。ショックのためか、後にその日の記憶がないという。</p> <p>Aさんが別の高校に通う中学時代の友人に送ったメールの内容をめぐって、双方の友人を巻き込んで対立。警察に相談する事態に発展。</p> <p>午前8時45分から、生活指導担当教師らがAさんを含む3人から事情を聴いていた。他の女子生徒2人には2時間ほどの事情聴取で終わったが、Aさんに対しては、休憩を挟みながら約3時間半、事情を聴いた。途中、Aさんが泣きだし、過呼吸を起こしたため、保健室で休養を取らせた。Aさんは養護教諭が一時、部屋を離れた際に一人で教室に戻り、窓から飛び降りたという。(保健室にまで指導教諭が来たので、逃げ出して教室窓から飛び降りたという説もある)</p> <p>女子生徒らへの事情聴取や指導には、計8人の教師が代わる代わる関わっていたという。</p>	なし
63 (42)	2008/7/20	<p>北海道の道立稚内商工高校の今野匠くん(高2・16)が、停学処分の連絡を受けた後、自宅で首吊り自殺を図る。8/4死亡。</p> <p>匠くんは携帯電話の掲示板にほかの生徒の中傷を書き込んだとして、計6人の教師らから約3時間にわたって事情を聞かれていた。ノートに、「償いについて自分は死ぬべきだと思う」「自分は殺す。死ぬ。と軽々しく書いたので(中略)ケジメをつけるために死のうと思う」「おれって先生たちにも信用なかったんだね」「お前の罪は重いと。死ぬと。他の先生からは、お前はバカか？と言われました」「罪が重すぎて自分には耐えられない」「僕に停学は重すぎる」などと書いていた。</p> <p>学校は「本校の職員がそんなことを言うはずがない。事実と違うことを書いている。指導は適</p>	なし

		切だった。事情聴取が本人を追いつめたとは考えられない」と記者会見で話した。 2011/ 両親が、長時間にわたる教諭の指導が自殺の原因として、道に約8700万円の損害賠償を求めて提訴。 2013/2/15 札幌地裁で、教師の指導方法に不適切な面はあったとしながらも、違法性はないとして、原告の訴えを棄却。	
64 (43)	2009/1/19	福岡県福岡市の市立内浜中学校の男子生徒(中1・13)が、登校中に自宅近くのマンションから飛び降り自殺。 2008/6/17 男子生徒は、所属する運動部の顧問でもある担任教師(37)から理科準備室に呼び出されて、1時間以上にわたって「(同級生の)上履きを隠したのはお前だろう」と問い詰められたが、認めなかったため、ひざを4回けられ、げんこつで頭を1回たたかれた。 男子生徒は母親に、「否定したのに、何を言っても信じてもらえない。帰り道で車に飛び込んで死のうとしたけどできなかった」と泣きながら訴えた。 2日後、担任と校長、母親で話し合い、体罰があったことを確認。担任は謝罪した。 2009/1/15 男子生徒は初めて遅刻して登校。音楽の教材を忘れた。 1/16 別の教材を忘れた。担任はクラスで「2回忘れ物をするとげんこつ」というルールを設けていたため、「帰りの会」でほかの生徒の前で生徒の頭をげんこつでたたいた。 生徒の携帯電話には、1/17 付けで友人にあてて、「部活さぼった 先生がまたなぐった 電話していい?」と書いた未送信メールが残っていた。 1/19 学校は記者会見で自殺の原因について「思い当たることはない」と繰り返していた。 1/20 通夜で、母親から「体罰と自殺の関係を調べてほしい」と要望されたことを受けて、初めて市教委に体罰の事実を報告。 市教委は、体罰と自殺との因果関係は考えにくいとしていたが、日本スポーツ振興センターは遺族に対し、死亡見舞金を支給。	あり ⑰
65 (44)	2009/5/29	関東地方の私立高校の校舎から、男子生徒(高3)が飛び降り自殺。 この日、1学期の中間試験で、男子生徒のカンニングが発覚。試験終了後、試験監督の教師が男子生徒を職員室に連れて行く途中、生徒指導主任の教師に会い、事情を説明したところ、教室にひとりでカバンを取りに行くよう指示された。男子生徒はホームルーム中の教室には行かず、4階まで上がって、廊下の窓から飛び降りた。 同校では、カンニングをした場合、すべての試験科目が0点になることが決まっていた。 両親が学校に損害賠償を求めて提訴。同時に、高校生の自殺は故意として給付が認められないことに対して、スポーツ振興センターを提訴。 2013/12/18 東京地裁で、学校側と和解。学校側が遺憾の意を表する、指導を徹底し再発防止に努める、和解金を支払う、原告らが和解内容を第三者に提示するとき学校名や所在地を出さないなどの内容。 2014/5/30 東京高裁で、スポーツ振興センターに対する請求を棄却 2016/ 最高裁で棄却。	なし
66 (45)	2009/7/15 未遂⑤	佐賀県小城市の市立中学校で、「女子トイレに落書きがあった」として、担任教師に事情を聞かれた女子生徒(中1)が、校舎2階から飛び降り、前歯を折るけがをする。3日間の入院。 7/14、女子トイレの壁に6つの相合傘にイニシャルのような文字や「LOVE」の文字が彫るように落書きが発見された。「帰りの会」の時間に、学校側はこのトイレを使っている1年生3クラスの女子全員を体育館に集め、教師が落書きをしたものは名乗り出るよう呼びかけたが、反応がなかった。学校は集会後、男子生徒を含めた1年生全員に匿名アンケートを実施し、目撃情報を記すように促した結果、女子生徒を含む13人程度の名前があがった。教師5名が手分	なし

		<p>けて事情を聴いた。7/15 対象を6人に絞り込んでさらに話を聴き、内2人がシャープペンシルで女子生徒が字を掘っていたのを見たと言。名指された女子生徒は否定したが、証言した生徒2人を伴って、トイレに連れて行った。担任は目撃者の2人をトイレから出し、対一で女子生徒をたまたしたところ、落書きを認めた。その後、副担任が2階の学習室で、対一で事情を聞き、数分席をはずしたところ、部屋の真下に倒れているのが発見された。事故報告書には、事故原因について一切書かれていなかった。</p>	
67 (46)	2009/8/21 未遂⑥	<p>京都府亀岡市の市立南桑(なんそう)中学校で、男子生徒(中1)が、別の校舎とつながっている野外の渡り廊下から飛び降り、意識不明の重体。</p> <p>同生徒は朝から部活動と補習授業に参加したあと、校内1階のカウンセリングルームで、生徒指導の男性教師(31)から30分にわたり、夏休みの生活態度について対一の生徒指導を受けていた。教師が部屋を離れた際に、男子生徒は教室を抜け出し、捜していた教師や教頭の目の前で飛び降りた。</p>	なし
68 (47)	2010/10/1	<p>秋田県大館市の市立中学校の男子生徒(中3)が自宅で自殺。</p> <p>9/19 高校志望校の体験入学の際、一人だけ申込用紙が渡らず、申し込みを書いていなかったことを理由に、同生徒を別の教師が帰宅させた。</p> <p>自殺当日は、学校で別の生徒の学生服が切れ、近くでカッターナイフを持っていた同生徒が疑われた。夜、学校から生徒宅に「ナイフを持って来ないように」と電話があり、生徒は「何もしていないのに、なぜ僕だけ疑われるのか」と話していた。</p> <p>2010/12/ 市教委が生徒の自殺からわずか1週間で「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告。「両親が望んでいない」として調査を打ち切ったことに対し、両親は「調査終了を求めたことはない。教師の無責任な指導と学校でのいじめが自殺の原因ではないか」とし、県に救済を申し立てた。</p> <p>知事の諮問機関「県子どもの権利擁護委員会」が調査。</p> <p>2011/10/14 報告書</p> <p>秋田県子どもの権利擁護委員会は報告書で、「体験入学での中学校側の対応が配慮に欠けていたうえ、制服を切った疑いを持たれた件については、担任教諭が痕跡を十分に確認しないまま生徒宅に指導の電話をした点も問題があり、自殺のきっかけになった可能性がある」と判断。</p> <p>市教委や同校の自殺後の対応について、①調査の大半を口頭で済ませ、ほとんど記録を残していない、②スクールカウンセラーが生徒から聴取した内容をそのまま保護者への回答に転用した、③自殺後わずか1週間で「学校生活に自殺の要因が見受けられない」と判断したのは拙速、④保護者への「いじめがあったなら遺書を残す」などの回答は配慮に欠ける、⑤一部の聴取内容を事実とすることで早期に調査を終了させようとしたなどを指摘。一方、いじめの事実は確認できなかったが、市教委などが調査記録を残していないため、なかったとも断定できないとする。</p>	なし
69 (48)	2011/	<p>埼玉県さいたま市の市立小学校の高学年の男子児童がクラブ活動後、別の児童が頭の上に掲げたソフトスポンジ素材のキッズ用バレーボールをパンチして3階の教室から校庭に落としたとして、目撃した男性教諭(20代)が廊下で約5分間、口頭で注意。男子児童は下校後、自宅で自殺。</p> <p>約3カ月後、市教委は「指導は適切だった」と両親に調査結果を報告。</p> <p>2013/9/ 当初、両親は病死扱いを望み公表されなかったが、「他にも指導を受けるべき児童がいたのでは」と訴え、再調査の手続き上必要な公表を承諾。</p> <p>2014/11/26 さいたま市は、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を設置。</p>	なし

		<p>①児童に対する教員の指導の事実に関すること。②児童の自殺した原因に関すること。を調査する。</p> <p>小学校教職員 14 人に 9 回、遺族に 2 回の聴取をはじめ、現地確認、市教委と遺族の提供資料検証分析など、計 26 回の会合を重ねた。周辺にいた当時の他の児童への聴取は「遺族の意向で行っていない」(市教委)とした。</p> <p>2017/3/末 報告書を提出。</p> <p>男性教諭の指導は一般的で、児童にも配慮したもので、「三階から物を落としてはいけない」と5分程度諭しただけだったと判断。「指導は妥当」としたうえで、自殺の原因とも認定しなかった。また、この時の指導以外の自殺の理由も確認できなかったという。</p> <p>遺族は「他にも指導すべき児童がいたのでは」などと主張。</p> <p>報告書は、ボールを頭の上に掲げた児童、校庭からベランダに入ってしまったボールを「落として」と求めた児童もいたが、“掲げた児童”は落とすか迷っていた状況で、その場で指導の必要なしと判断し、“求めた児童”は3階に上がるまで存在を知らなかったことから教諭の行為を「適切な指導だった」とした。</p>	
70 (49)	2011/2/7	<p>栃木県日光市の市立東中学校の男子生徒(中2・14)が、電車で飛び込み自殺。</p> <p>放課後の午後4時頃、男子生徒は清掃の際にタバコを持っていたとして、生徒指導主事、学年主任、学級担任らから指導を受けていた。</p> <p>4時半頃、男子生徒は「親は呼ばないでほしい」と頼んだが、教諭らは「保護者を呼ぶ」として、生徒を残して一時退席。男子生徒には保護者が来るまでの間、プリント課題をするよう指示。</p> <p>5時半頃、父親が談話室に着いた際には、男子生徒はすでにいなかった。(4時50分頃、男子生徒が部屋を出るのが他の生徒が目撃)。6時半頃、線路内に立ち入って、はねられる。</p> <p>2/8 校長は記者会見で、「深い反省を促すため、問題があれば両親に来校させる。指導の行き過ぎや死亡との因果関係はない」と発表。</p> <p>その後、午後3時からの「アイスホッケー部の優勝を祝う全校集会」に、男子生徒は出ていなかったという証言もあり、男子生徒への指導が長時間にわたった可能性もあるという。</p>	なし
71 (50)	2011/6/9	<p>愛知県の県立刈谷工業高校の山田恭平くん(高2・16)が、野球部顧問から呼び出された2日後に練炭自殺。</p> <p>1年の秋頃から、顧問教師の暴力を嫌悪する話を家族にしていた。</p> <p>2年になってすぐに退部を申し出たが、顧問に「逃げてるだけだろう」と言われ却下された。</p> <p>5/末 部室で禁止されているトランプをしていた部員らが顧問から殴る蹴るの暴力を受けるのを見て強いショックを受けた。同日、恭平くんは練習試合で落球したため「ユニフォーム脱げ、消えろ」と怒鳴られグラウンド上でユニフォームを脱ぎ、翌日から部活へ行かなくなった。</p> <p>6/7 部員からのメールを通じて、顧問からの教官室への呼び出しを伝えられた。「とりあえず、ビンタ、タイキック、グーパンチ覚悟。覚悟しておきます。明日顔が腫れあがっても気にしないで」と返信したが、翌8日には恭平くんは頭痛を訴え学校を欠席。</p> <p>6/9 「今日は行ける」と家を出たが学校には向かわず隣町で自殺。</p> <p>学校が県教委に提出した事故報告書には、部活で常態化していた顧問の体罰については全く書かれておらず、兄が高校野球を辞めたために野球に熱心な親からのプレッシャーで苦しんでいたと書かれていた(実際には、兄は吹奏楽部に所属。兄も保護者も野球に特別な関心はなかったという)</p> <p>2012/2/ 県教委が調査委員会を設置。しかし、委員名は匿名。最初から部員や生徒への間</p>	なし

		<p>き取りはしないと明言したことから、遺族は設置要綱の見直しを要求し続けたが、状況は全く変わらなかった。</p> <p>2013/1/ 遺族が調査委を拒否し、県知事に陳情。</p> <p>2013/4/ 知事部局に事務局を置き、新たな調査委員会が設置された。</p> <p>2014/2/4 調査委員会は報告書で、自殺の原因に関し「野球部顧問による別の部員への体罰や本人への叱責が大きな打撃を与えた」との見解を示したものの、成績の低下と肩を壊したことで自分を責めたことが要因であるとも記されていた。</p> <p>2016/3/ 日本スポーツ振興センターが、「学校管理下において発生した事件に起因する死亡」と認め、死亡見舞金を支給。</p>	
72 (51)	2012/7/26	<p>岡山県岡山市の県立岡山操山(そうざん)高校野球部のマネジャーの男子生徒(高2・16)が、自殺。</p> <p>6/11 男子生徒は入学時から選手として入部していたが退部。7/23 野球部の同級生から戻ってくるよう誘われて、マネジャーとして復帰したが、監督に「マネジャーなら黒板くらい書け」「マネジャーらしい仕事をしろ」「声を出せ」と注意されており、自殺当日も練習後、本塁付近に一人呼ばれてしっ責されていた。帰宅途中、同級生に「俺はマネジャーじゃない。ただ存在するだけ」などと話していた。また、男子生徒は部員に対し、部を一度辞めた理由を「先生に怒られるのが嫌。野球がおもしろくない」と説明、復帰した時は「マネジャーなら叱られない」と話したという。監督は練習中に「殺す」などの言葉を使ったり、パイプ椅子をふりかざしたりすることがあったという。</p> <p>2012/8/ 遺族は公平中立性を確保した調査を求めるが、第三者委員会の設置主体をめぐる遺族と県教委の意見が対立。</p> <p>2012 年から 2013 年にかけての県教委の調査では、監督が「マネジャーらしい仕事をしろ」などと繰り返し叱責したことが判明。ただ、体罰やいじめは確認されず、「自殺との因果関係は不明」と結論。</p> <p>2015/12/25 両親による「人権救済」の申し立てを受け、岡山弁護士会が、「生徒に対する教育的配慮を欠く、行きすぎた叱責が人権侵害にあたる」として、再発防止のための措置を求める要望書を、高校と県教育委員会に提出。</p> <p>要望書は、野球部監督の教員について、日常的に「殺すぞ」などと暴力的な発言をしたり、パイプ椅子を振りかざしたりしたほか、自殺した生徒に叱責を繰り返していたと指摘。「自己肯定感を低下させ、いたずらに自責の念を募らせるものであって、教育的配慮を欠いていた」「人格権、ひいては学習権を侵害する違法なもの」としている。一方で、生徒の遺書がなかったことなどから、自殺と監督の指導との因果関係は「不明」と結論。</p> <p>2017/5/ 遺族が第三者委員会の設置を求める。</p> <p>2018/8/13 県教委が、第三者委員会を設置すると発表。</p> <p>2018/8/16 初会合。委員長は新阜(にいおか)真由美弁護士。</p> <p>2018/12/ 元同級生ら 130 人にアンケート送付。</p> <p>2021/3/26 監督である教師の激しい叱責等と自死の因果関係を認定。 教師の当該生徒に対する言動は、「教員という立場を利用したハラスメントであったとも言える。」と認定。</p>	なし
73 (52)	2012/7/30	<p>長崎県佐世保市の県立高校の男子生徒(高1・16)が、自宅で自殺。</p> <p>男子生徒は所属する部活動の退部を顧問の教諭に慰留され、悩んでいたという。</p> <p>県教委や学校がアンケートや聞き取り調査を実施した結果、男子生徒は亡くなる前、友人らに「部活動がきついで辞めたい」と漏らし、7/10 頃には顧問に退部の意向を伝えたが、「途中</p>	なし

		で辞めずに最後まで頑張り」などと強い口調で慰留されたという。また、2人の生徒が「(男子生徒が)顧問から学校をやめろと言われたと聞いた」という趣旨の回答をしたが、顧問は発言を否定。男子生徒は自殺前日まで練習に参加していたという。県教委は「部活動への悩みが自殺につながった可能性がある」としている。	
74 (53)	2012/7/31	<p>新潟県上越市の県立高田高校の男子生徒(高3・17)が自宅で自殺。「人の気持ちや考えを聞こうとしない」などと書いた遺書を残していた。</p> <p>7月下旬、男子生徒は他の部員の部活動への取り組み方についてインターネットの交流サイトで批判。</p> <p>7/26 顧問は「何で直接言えないんだ」と叱り、全部員の前で謝らせ、批判した部員に謝罪のメールを送信させたという。</p> <p>7/31 再び顧問に呼び出されて2度目の指導を受けた。帰宅後、夕食を取らずに自室に閉じこもったまま深夜に自殺した。</p> <p>高校側は、県教委に「生徒間でトラブルを起こして責任を感じたことも自殺の原因だった」と報告していた。</p> <p>遺族は2回にわたって、県教委から独立した第三者調査委員会の設置を要望。</p> <p>2013/11/5 県教委は、遺族の要望を拒否し、教育関係者や弁護士などで構成される「調査検証委員会」を教育委員会の中に設置し、学校がまとめた調査報告書を検証すると回答。要綱案に、調査目的を具体的に書くなど、一部要望は採用されたが、第三者委の調査結果が事実と異なる場合に再調査を申し立てられる仕組みは盛り込まれなかった。</p> <p>2014/1/21 学校と県教委が、「平成 24 年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会」を設置。</p> <p>事務局を新潟県教育庁総務課に置く。</p> <p>学校がまとめた調査報告書を検証。自殺後の対応の調査・検証並びに今後の再発防止を図ることを目的。遺族や学校関係者などから、聞き取り調査を行う。</p> <p>2016/7/26 報告書は、顧問が男子生徒の言い分を聞かず、一方的に書き込みを削除させたことと指摘。「『何を言っても無駄』という学校側への強い不信感を形成する結果となった」、「生徒の内面に十分な配慮を欠いたまま、問題行動に対する批判だけを行った学校の一連の生徒指導が、最大の要因だったことは否定できない」と結論。一方で、「指導は常軌を逸したものとはいえない」とし、指導は自殺の重要な契機の一つであるが、唯一の原因とまでは言い難いとした。</p> <p>学校の対応としては、インターネットに係るものだけ、ゼロ・トレランス策のうち、事前ルール化を除く部分が実行され、罰の重さに一貫性がないものになっていたとした。</p> <p>なお、学校側が遺書を恣意(しい)的に解釈し、動機を「自責の念」と結論づけていたことを「ずさん」と批判。遺族にも伝えず「あまりにも自己保身的だった」と批判した。</p> <p>2017/9/ 県教委は、「教員の生徒指導が要因の一つであることを否定するものではないが、主因であるとは考えていない」「自殺には複数の要因が関係しているとして『主因は特定できない』などとの見解を文書で示した。</p> <p>2017/11/下旬 遺族から意見を問いただされた知事は、「顧問の指導は常軌を逸したものではない」「教員の一連の生徒指導が主たる『法的責任を負うべき逸脱行為で』であったとは考えていない」などの見解を示した回答書を遺族に送った。</p>	なし
75	2012/10/	石川県金沢市の私立星稜高校の校舎7階の教室に併設したベランダから男子生徒(高1・15)	なし

(54)		<p>が、飛び降り自殺。 男子生徒は6時間目の授業中に携帯電話をいじっていたため、教師が授業後に廊下で注意。指導のため職員室に2人で向かおうとしたが、生徒は7階の教室に戻り、同級生らの目の前で飛び降りたという。机にあったノートには「(テストで)赤点取った時から死ぬつもりだった。やっと決心が着いた」などと書かれていたという。生徒は2学期の中間テストで初めて赤点を取った。</p> <p>2014/8/ 両親が、男子生徒自殺の直前に教師から「指導」として暴力を受けてパニック状態になったことが原因として、教師と学校法人を相手取り、約1億4000万円の損害賠償を求めて金沢地裁に提訴。</p>	
76 (55)	2012/10/29	<p>広島県東広島市の市立高美が丘中学校の男子生徒(中2・14)が、市内の公園で首をつって自殺。 10/29朝、男子生徒は美術で使うために他の生徒が持ってきたカボチャを校舎内の廊下に置いて遊んでいて、担任教諭らから4人から指導を受けたあと、所属する野球部顧問から部活動への参加を認められずに下校した。市教委は「教諭の指導に、体罰や暴言などの行き過ぎた行為はなかったと考えている」としている。</p> <p>2013/9/4 市教委が設置した第三者による調査委員会が報告書を提出。 教師たちが、カボチャを置いたことを否定した男子生徒に対し、「ウソをついた」などと一方的に指導、「学校生活がきちんとできないなら、部活をする資格はない」と言ったなどとして、指導には正当な理由があったとしたが、「生徒の納得を得られる指導になっておらず、心情に寄り添ったフォローアップ体制も不十分」と指摘。「自殺の決定的要因の特定は困難だが、一連の指導が関連性を有することは明らか」と結論。一方、「自殺の予見性は困難」とした。</p> <p>2013/9/2 遺族が、独立性・公平性・中立性が担保できる第三者委員会を市長部局に設置し再調査することを求める陳情を市議会に提出。原因解明のために実施したアンケートを保護者が開示請求するが、市教委はアンケートの実施主体が外部有識者の調査委員会で、元委員長が保管しているため「公文書ではない」との理由で、「不存在」と回答。開示請求を拒否。その後、両親の抗議を受けて、市教委で保管することを協議。</p> <p>2015/ 6/11 両親は、「納得いかない生徒指導により追い詰められた指導死」で「学校側が適切な配慮を欠いていた」として 東広島市などに約1億1700万円の賠償を求めて広島地方裁判所に提訴。</p>	なし
77 (56)	2012/12/23	<p>大阪府大阪市の市立桜宮高校の男子生徒(高2)が自殺。 男子生徒はバスケットボール部のキャプテンをしていたが、顧問の体育教師にあてて「顧問の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」などと書いた手紙と遺書が残されていた。男子生徒は自殺する前日にも、顧問教師から体罰を受けていた。 この教師については以前にも、市教育委員会に、体罰をしているのではないかという情報が寄せられたが、学校からは「体罰はなかった」との報告があったという。</p> <p>2013/2/ 市教育委員会はバスケットボール部顧問だった教諭(47)を懲戒免職処分 2013/3/26 体罰を見過ごし、他の教諭からの調査を求める進言を放置するなど適切な監督責任を怠ったとして、前校長を停職1カ月、教頭(55)を同10日の懲戒処分。</p> <p>2013/4/30 市外部監察チームが報告書を提出。平成23年にバスケットボール部の顧問だった元男性教諭に関する体罰情報が外部から寄せられながら放置されたことについて、学校内</p>	あり ⑩

		<p>の不祥事を外部ではなく校長が調査し、教員畑の市教委職員が校長を指導することから「調査に限界がある」などと批判。学校側と市教委側とのなれ合いの調査となった可能性がある」と指摘。市教委に速やかに調査方法を見直すよう求めた。</p> <p>大阪市のホームページに報告書を掲載。 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000217951.html</p> <p>2013/9/26 大阪地裁で、傷害と暴行の罪に問われていた元教師に懲役1年、執行猶予3年の判決。</p> <p>2013/12/11 両親は、体罰を知らながら防止しなかった大阪市の管理責任を追及したいと、大阪市に対し、約1億5000万円の損害賠償を求める裁判を、起こす。</p> <p>2016/2/25 東京地裁で、顧問教諭の有形力行使による暴行及び威迫的言動を、教育上の指導として法的に許容される範囲を逸脱した一連一体の行為として、不法行為法上違法と評価。自殺との相当因果関係、予見可能性を認定して、大阪市に約7500万円の賠償を命じた。(確定) 生徒にもストレスに弱い面があったとして、3割の減額。</p>	
78 (57)	2013/1/25 未遂⑦	<p>岐阜県多治見市の市立中学校内の自習室で、男子生徒(中2・14)が首に電気コードが巻いて自殺を図り、意識不明の重体。</p> <p>男子生徒は、午後1時45分ごろから、自分のクラスの5時間目の授業には出席せずに、自習室で1人、担任ら複数の教師から交代で生活面の指導を受けていた。担任教師は2時10分ごろに部屋を離れ、別の教師が2時35分ごろ、生徒の異変に気付いたという。</p> <p>市教育委員会は、担任教諭や生徒の両親への聞き取りの結果、生徒の周辺で、いじめや体罰はなかったとしている。</p>	なし
79 (58)	2013/3/3	<p>北海道札幌市の道立高校の男子生徒(高1・16)が鉄道自殺。</p> <p>この日は日曜日だが、吹奏楽部の練習のために登校した。</p> <p>3/2 自殺の前日、部活動内の人間関係のトラブルなどをめぐって顧問の男性教諭から指導され、死の直前、友人にあてたメールで、「先生が何のことを言っているのかサッパリわからない」と伝えていた。</p> <p>生徒が自殺後、学校は在校生を対象にしたアンケートで、自殺の背景を探したが、結果を遺族に知らせなかった。</p> <p>遺族は2014年以降、3回にわたってアンケートの開示を道に請求。</p> <p>2015年、道は遺族に結果の抜粋を提供しただけで「原本は廃棄した」と説明。抜粋のなかには、顧問の指導を疑問視する声や、部活や学級でいじめがあったとの記載があった。遺族は、「原本がなくてもコピーがあるはずだ」として、異議を申し立てている。</p> <p>2016/3/1 遺族が道を相手に約8400万円の損害賠償を求め、札幌地裁に提訴。</p> <p>訴状によると、男子生徒は25年1月、所属していた吹奏楽部の部員からメールで「消えろ」と書かれたり、無料通信アプリLINEで中傷されたりするいじめを受け、孤立。反発した生徒が部員とトラブルになった際、顧問は亡くなった生徒だけに非があり、部内を乱したとして部員全員の前で謝罪させた。自殺前日には上級生を同席させた場で退部の可能性に触れて叱責し、生徒の孤立感を深めたとしている。</p> <p>(2017/7/19 札幌地裁で、裁判長が道に対し、吹奏楽部の部員に行ったアンケートの開示を命令。道は、不服として札幌高裁に抗告したが、高裁での協議で、一部を黒塗りにし、個人を特定されないようパソコンで打ち直した文書を、2017年7月開示。)</p> <p>2019/4/25 札幌地裁で、アンケートの原本を廃棄したことについて、調査報告義務違反を認</p>	なし

		<p>め、道に対し110万円の賠償を命じた。一方、亡くなった生徒に対するいじめの存在や指導の違法性、自殺の予見性を否定。</p> <p>2020/11/13 札幌高裁で、請求を棄却。一方、自殺前日の顧問の指導を「丁寧な事実確認がなく、メールを禁止した理由も判然としない。指導方法は適切とはいえず、かえって生徒を混乱させた」と不適切を認定。「組織的な対応をすれば自殺は回避できた」と指摘。</p> <p>なお、顧問の責任は「自殺の兆候が多くみられたとは言えず、予測は困難だった」とし、一審に続き認めなかった。</p>	
80 (59)	2013/8/26	<p>岐阜県の県立海津明誠高校のバスケットボール部の男子生徒(高1)が自殺。</p> <p>2013/4/ コーチは部活指導で複数の生徒に対し、「クズ1年」「お前なんか必要ない」などの暴言を日常的に繰り返していた。自殺した生徒に対しても、「使えない」「もう辞めてもらったらいいよ」と言っていた。</p> <p>2013/6/ 男子生徒は「部活をやめたい」などと他の部員に漏らし、7月下旬から練習に参加できなくなっていた。</p> <p>生徒の自殺後、遺族の要望を受けて、岐阜県教育委員会が調査した結果、コーチの不適切行為が確認された。</p> <p>遺族が、自殺はコーチの暴言が原因だとして、約500万円の損害賠償を求めて提訴。コーチの発言は、部活動の練習の程度を超える精神的負荷を与えた、人格や尊厳を違法に傷つけたと主張。岐阜県は、暴言と自殺との因果関係を否定。</p> <p>2018/2/ 県は部活動の不適切指導に着眼した調査を十分おこなっていなかったことなどを両親に謝罪するほか、再発防止を徹底すること、さらに今後、生徒が自殺する問題が起きた際は遺族に対して速やかに説明することなどがこのことを謝罪するなどの内容で和解。</p>	なし
81 (60)	2013/11/6 未遂⑧	<p>神奈川県川崎市の市立南河原小学校の校舎4階から、男子児童(小6・11)が飛び降り、全身を強く打ち、頭の骨を折るなどして、意識不明の重体となる。その後、意識を回復。</p> <p>午後1時10分過ぎ、男子児童が宿題を忘れたために担任の男性教師(28)が、「中学校に行くともっと大変だよ。中学校をなめているの？」などとしつ責。男子児童は涙を流したまま無言だったという。</p> <p>帰りの会が終わった1時半過ぎ、児童たちが別の教室で委員会活動をしている間、再度、担任教師は宿題を忘れた児童2人を教室に残して注意。「別の子は手に書いてもってくと聞いたけど、あなたはできそう？」などと問いかけたところ、男子児童は教室の前にあるトイレに走って行った。担任が数分後、様子を見に行ったところ、約12メートル下の地面に倒れているところを発見。</p> <p>一方、男子児童の同級生によると、担任は10月末ごろ、前期の宿題が未提出の児童を呼び出し、「中学に入るから提出物をちゃんと出さない」「宿題をなめるな」などと注意。提出物に関しては特に厳しくなったという。なお、担任から「宿題をなめんなよ」と注意された男子児童が「俺は飛び降りてやる」と話していたという。</p>	なし
82 (61)	2014/2/22	<p>兵庫県たつの市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が、自宅で首吊り自殺。</p> <p>「人間しよせんは一人 死ぬときも生きる時も 相談？偽善者に何を言えばいいんだ。」などと書いた遺書があった。</p> <p>男子生徒の父親は、「息子はいじめを止めようとしたけんかで相手生徒にけがをさせてしまい、警察へ被害届を出されたことを苦にしていた」と話した。また、男子生徒も参加した学年の生徒集会で、教員から14歳の年齢を理由に責任の重さを指摘されたことにも悩んでいたといい、「仮に家庭裁判所に行くことになっても、大丈夫だからと励ましていたのに」と話した。</p>	なし

		<p>2/27 学校は、緊急保護者会を開き、自殺があったことを報告。保護者や生徒へのアンケートを実施。その中には、男子生徒がいじめの仲裁からけんかに発展したとの意見や、教員の対応への疑問の声が含まれていた。</p> <p>市教委は、1月27日に校内でけんかがあったことから、自殺との因果関係について、調査委員会の設置を検討している。</p> <p>事件について、たつの署は「1月28日付で傷害容疑の被害届を受理し、適正に捜査している」と話している。</p> <p>関わった教師2人のうち1人は依願退職。もう一人は別の中学に異動。</p> <p>2014/5/29 市教育委員会が第三者による調査委員会を設置。</p> <p>校長、当時の担任ら学校関係者6人や自殺した男子生徒の父親ら計9人に聴き取り調査を実施。生徒らへは、受験などに影響が出たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。</p> <p>2015/7/3 調査委員会が調査結果を発表。</p> <p>1月の生徒間トラブルについては、けんかではなく、「一方的な暴行事件」と認定。警察への被害届の提出を勧めたことについては「けがが重く、事件解明の必要があり、問題なかった」とした。生前の学年集会で教諭が「14歳からは刑事責任能力があり、逮捕、勾留される」などと説諭したことについても、不適切ではなかった判断。自殺の理由については、「誰にも相談できず、孤独感を感じていたことは推察できるが、何を相談したいと思っていたかは不明」「裏付ける十分な資料はなく不明」とした。概要版(8頁)のみ記者に配布。</p> <p>父親は、「悔しい。先生の話はうそばかり」「教員が息子を追い込んだと思っている。目撃したり、先生と息子とのやりとりを知っている生徒たちからも話を聞いて、息子が追い詰められた経緯を明らかにしてもらいたかった」調査結果に疑問を呈した。</p>	
83 (62)	2014/3/12	<p>北海道札幌市南区の市立小学校の男子児童(小5・11)が自殺。</p> <p>この日、担任教師が、学級内の問題行動などについて話し合おうと保護者を集めて懇談会を開催。男子児童の保護者も参加し、帰宅して男児とこの件で話をしたという。</p> <p>その後、夜になって、児童が自室で自殺しているのが見つかった。</p> <p>2014/3/18 札幌市教育委員会は、遺族からの要請で、学校の指導と自殺との関係などについて調査する。</p> <p>2014/12/9 市教育委員会は、学級崩壊で教師と児童の信頼関係が損なわれていたと発表。学級は「5年生2学期後半から、複数の児童が表だって担任に反発するなど極めて落ち着かない状態」で、「物が隠されたり、悪口が書かれたメモが机に入れられるなど、いじめを疑わせる事案」も起きていたという。</p>	なし
84 (63)	2014/4/7 未遂⑨	<p>愛知県名古屋市の私立中学校での校舎4階の窓から、男子生徒(中2・13)が飛び降り、骨盤骨折の重傷。</p> <p>男子生徒は3月上旬、放課後の教室で同級生らとじゃんけんで負けると服を脱ぐ遊びをしていた際、下着姿になった同級生を携帯電話で撮影。仲間に「LINE」で写真を送った。</p> <p>4/7、始業式の後、この同級生が謝罪を要求したが謝らず、言い合いとなった際に頭突きをして同級生を出血させた。</p> <p>正午過ぎ、担任教師が「LINEにこうした写真が載り就職が難しくなった人もいる。一生にかかわることになるかもしれない」と注意。「母親に伝えるが、付け加えることはあるか」と聞くと「ないです」と答えた。男子生徒は2階の応接室で反省文を書くことになり、担任と学年主任が紙を取りに席を外した際にいなくなっていた。</p> <p>午後1時20分ごろ、別の教師が、部活動中の生徒から「生徒が倒れている」との報告を受け、北側の校舎近くで男子生徒を発見。「死にたいと思い4階から飛び降りた」「同級生にごめん</p>	なし

		ねと伝えて」と話したという。	
85 (64)	2014/10/16 未遂 ¹⁰	群馬県高崎市の市立中の男子生徒(中1)が、校舎3階から飛び降り自殺を図り、腰の骨などを折る重傷。 2014年の5月か6月、男性教諭が音楽の授業でクラスの半数が歌集を持ってこなかったことに腹を立て、男子生徒に歌集を投げつけ、拾うよう命じたことがあった。 2014/10/14 合唱練習の際、男子生徒の手拍子の位置が低かったことを注意し、クラス全員の前で「お前うざいな」「ふざけてんじゃねえぞ、ばか野郎」などと暴言を吐いた。 2日後の授業では14日の厳しい叱責に触れることなく、男子生徒と会話することもなかった。 その約2時間後、男子生徒は錯乱した心理状態に陥り自殺を図ったという。 2016/2/7 男子生徒と保護者が、学校で飛び降り自殺を図ったのは、男性教諭の暴言などが原因だとして、教諭と市を相手取り、慰謝料など約1900万円を請求する訴訟を前橋地裁高崎支部に起こした。男子生徒は尾骨部痛の後遺症があり、日常生活に支障をきたしている。	なし
86 (65)	2014/12/15	宮城県栗原市の市立中学校の男子生徒(中3)が自殺。 男子生徒は保護者に、「部活動の試合で自分が出る時間が少ない」と親に打ち明けたり、「怒られる生徒が自分を含め決まっている」などとツイッターに書きこんだりしており、保護者が担任に変わった様子はないか尋ねていた。 2015/1/ 市教委が、弁護士や臨床心理士など8人からなる 第三者委員会を設置 。 計25回委員会を開催。同級生らへの聞き取りも行った。 2015/12/25 第三者調査委員会は、自殺の原因について、「学校や家庭をはじめとする諸要因が複合した可能性」と推測。 具体的な要因として、受験への不安や「一部の教師がほかの生徒をひいきしている」と男子生徒が考えていたことを挙げながら、学校の指導や対応は「不適切とは言えない」と判断。 男子生徒がネットで心の危機のサインを多く発信していたことについては、「(自殺のサインが)共有されず、連携した取り組みができなかった」ことについては学校の指導が不十分だったことを指摘。 また、男子生徒の自殺の翌日に、「不慮の事故で死亡した」「校外で見知らぬ人に尋ねられても『知らない』と答えるように」と在校生に伝えたことを、事実を隠そうとしていると、生徒や保護者に不信感を抱かせる対応だったとした。	なし
87 (66)	2015/2/	大分大学の経済学部の男子学生(20代)が遺書を残し、自殺。 2014年4月頃から、講師(30代)がこの学生を指導。学生は授業の準備などを手伝っていた。 元講師は同年夏ごろから、学生の研究発表内容などを再三叱責。LINEで未明にメッセージを送ることもあったという。学生は両親に「講師の指示に対応できなくなった」「講師の求めに応えられない」と話していたという。 父親がアカハラを同大に申し立てて大学が調べた結果、元講師がささいなミスを責めたり、人間性を否定するような発言をしたりしていたとして、アカハラと認定。 2016年3月に任期切れで講師は退職。「反省しないといけない」と話しているという。 大学は、弁護士や医師らによる委員会をもうけ、アカハラと自殺の関係を調べる。 2016/12/27 検討委員会は、元講師の指導について「男子学生に繰り返し有形無形の精神的、身体的な苦痛を与えた」「指導・教育を逸脱した」と判断。講師の責任を認めた。 アカハラ以外に理由が見当たらないことなどから、元ゼミの講師の男性(37)によるアカデミック・ハラスメントが自殺の原因だと認定。 ゼミの男性講師は14年7月～15年1月、ラインで「稚拙すぎます」などと否定・叱責する言葉を繰り返し送信。深夜や未明に送っていたケースもあった。	なし

		<p>男子学生は生前に遺書を2回書いていたという。</p> <p>また、この学生に対する元講師の態度に問題があると、周囲の人たちが元講師を指導する准教授に相談したのに、准教授が詳しく調べなかったことも指摘。検討委は、学生の安全に配慮する注意義務違反にあたる大学側の責任にも触れた。</p>	
88 (67)	2015/5/15	<p>大阪府の府立東住吉総合高校で、同級生とトラブルになり、指導を受けた男子生徒(高1・16)が下校途中に踏切自殺。</p> <p>男子生徒は英語の授業中、席を立て雑談している同級生を注意。しかし同級生は応じず、威圧的に向かってきたため思わず平手打ちしたところ、胸ぐらをつかまれ押し倒されるなどトラブルになった。</p> <p>学校は生徒を3畳ほどの別室で、教諭が入れ替わりで監視し、反省文を書くよう指導。生徒がなかなか反省文を書かなかったために、午前10時頃から午後6時頃まで約8時間にわたった。その間、学校は停学5日の処分を決定。男子生徒は「相手をうとうしく感じた」と数行のみ書いていた。帰宅中に自殺。</p> <p>2016/ 男子生徒の祖父と母親が、府に計約 7700 万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。</p> <p>2019/3/27 大阪地裁で、棄却判決。</p>	なし
■ 89 (68)	2015/8/下旬	<p>新潟県の県立高校の男子生徒(高1)が早朝、自宅のベランダから転落死。</p> <p>約1カ月後、報道関係者から遺族宅に「生徒は亡くなる前日、課題を提出することができず、クラス全員が課題の再提出をすることになった」などと書かれた投書があった。</p> <p>遺族が、「学校や教師が生徒を追い込んでいなかったか」と、調査を要求。</p> <p>2015/11/ 県教委が設置した第三者委員会が調査を開始。</p> <p>クラスの生徒への書面アンケートや、教員への聞き取りを計11回実施。</p> <p>2018/3/25 報告書を提出。</p> <p>第三者委員会は、罰則など、遺族が指摘した行為は確認できず、いじめなど自殺に結びつく他の要因も確認できなかったと結論。</p> <p>2015年5月ごろ、課題の提出を忘れたことを気にする様子がみられたが、投書にあった課題の連帯責任の事実は確認できなかった。</p> <p>他方、生徒が高校入学後に成績が下がっていたことや、小学校時代にいじめにあっていたと述べていたことに着目。過去に傷ついた体験があると、周囲にとっては小さな出来事でも重大に捉えて不安に陥る場合があり、よりきめ細かい対応をとるべきだと提言。</p> <p>また、例年長期休業後の自殺が多いことを挙げ、「これを機にきめ細かい学習指導を行う必要がある」などと指摘。</p>	なし
90 (69)	2015/10/上旬	<p>北海道札幌市内の道立高校の男子生徒(高3)が、同級生の携帯電話をめぐるトラブルについて、同校の教師から事情を聴かれている途中に行方不明となり、4日後に遺体で発見された。</p> <p>同級生が紛失した携帯電話を持っているのではないかと校内で指摘を受けた。男子生徒は、この同級生に対し「盗んでいない。信じてほしい」と語ったという。</p> <p>翌朝、生徒指導担当の教師が男子生徒を呼び出し、個室で事情を聞いた。教師は男子生徒から話を聞き始めた40分後、自習にしていた受け持ちのクラスの様子を見に教室に行き、15分後に戻ったが、男子生徒の姿はなかったという。</p> <p>石狩教育局は、文部科学省の指針に基づいて第三者委員会を設置し、学校関係者らに聞き取り調査を行った。</p> <p>2016/ 報告書提出。 詳細非公表。</p>	なし

91 (70)	2015/11/	<p>山形県米沢市の山形大工学部の男子学生(大4)が自殺。 同じ研究室だった40代の男性助教を「恨んでいる」とのメッセージが、スマートフォンに残されていた。</p> <p>両親の相談を受けた同大は、外部有識者4人からなる調査委員会「工学部キャンパス・ハラスメント防止対策委員会調査委員会」を設置。</p> <p>2016/6/ 調査委は、 ・助教に暴言を浴びせられる様子が目撃されていた ・家族に相談していた などの事実があったとして、 (1)助教によるアカハラがあった (2)自殺とアカハラには因果関係がある (3)大学は学生の自殺前、両親の相談に対処しなかった 一との報告書を作成。</p> <p>学長は「自殺に関しては個人情報保護の観点から非公表とした」と説明。報告書の指摘や大学側の責任の有無については「ノーコメント」とした。</p> <p>2016/10/ 同大は、助教が研究室の複数の学生に長時間、説教をしたり、不機嫌な態度を示したりする行為を日常的に繰り返したとして停職1カ月の懲戒処分とした。 処分の発表時、学生が自殺したことやアカハラ発覚の経緯は伏せられた。</p> <p>2017/8/ 自殺したのは、助教によるアカデミックハラスメント(研究・教育で地位が上の人が行う嫌がらせ)が原因だったとして、両親が同大と助教を相手取り、約1億2000万円の損害賠償を求める訴訟を山形地裁に起こした。 2018/11/13 山形地裁で、和解。内容は非公開。</p>	なし
92 (71)	2015/11/4	<p>鹿児島県の奄美市立中学校の男子生徒(中1)が自殺。不登校になりかけている男子生徒Aに対して、5人の男子生徒がいじめているのではないかと担任が疑い、指導。 Aに対して自分のしたことを紙に書くようにと言われた男子生徒は、(いじめたことはないが、Aが不快に思ったかもしれないとして)「話を最後まで聞かないことがあった」「意味のわからないことを言ったことがある」と書いた。 指導当日、担任が男子生徒宅を訪問。教師が帰った40分後、男子生徒は自宅で自殺。 担任は他の生徒の家庭には行っていない。男子生徒宅を訪問した理由を担任は、「思いを持つ子だからそわそわした」と不安を感じての訪問であったことを口にした。</p> <p>2017/ 市教委は、第三者委員会を設置して調査をする。 2018/12/9 報告書提出。 当該生徒の発言を「いじめ」と認定することはできないとして、担任の事実確認の不十分さと、指導時の発言を、生徒の尊厳を傷つける不適切な行為と問題点を指摘。また、担任が家庭訪問した際。かけた言葉は、当該生徒の気持ちや立場を理解しない不適切なものだったと指摘。生徒指導や家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったとして、指導と自殺との因果関係を認定。 事後対応の問題として、当該生徒がいじめを行ったと認定し、学校の不適切な指導を正当化しようとしたこと、「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握しようとしなかったことなどを挙げた。</p>	なし
93	2015/11/10	茨城県取手市の市立中学校の中島菜保子さん(中3・15)が自宅で自殺。	なし

<p>(72)</p>	<p>当日、中学校で2人の女子生徒が音楽室出入口のガラスを割り、女子生徒は関与していなかったにもかかわらず近くにいたことで、他の生徒ともに3人で弁償するようにと指導を受けた。なお、女子生徒は一緒に叱られた他の生徒のグループとかつては同じグループにいたが、9月頃からいじめを受けるようになり、距離をおいていた。女子生徒は「割っていない」「知らない」と保護者を通じて担任に電話で話したが、「泣いているということは反省していること」と言って、取り合ってもらえなかった。</p> <p>2015/12/ 学校や市教委は全校生徒らにアンケート調査、3年生全員に面接したが、いじめはなかったと結論。 女子生徒の残した日記にはいじめの被害が書かれており、遺族が生徒16日に独自に聞き取りをしたところ、体が臭いとして、「くさや」と呼ばれていたなどの証言があった。 遺族の申し立てにより、5月に第三者委員会を設置。 のちに、2016/3/16 付け取手市教育委員会臨時会で、「いじめによる重大事態ではないと判断」することを決議していたことが判明。 2017/6/29 遺族が、いじめ防止対策推進法第 28 条にもつき設置された委員会ではなく、中立性と公正さを欠くとして、調査の中止と委員会の解散を申し入れる。 2019/3/20 調査委員会は複数のいじめ行為を認定。いじめた生徒と当該生徒が遅刻した際には当該生徒だけをしかるなど、それまでの担任の言動がいじめを助長したと指摘。いじめた生徒と一体的に「当該生徒の心理に影響を与えていった」と認定。自殺当日、いじめていた同級生が教室のガラスを割った際、音を聞きつけてその場に行った当該生徒を担任が「連帯責任がある」と指導したことなど、学校側の対応を「いじめで心理的に追い詰められていた当該生徒をさらに深い苦しみに陥れ、自殺の引き金になったといえる」とした。</p> <p>2019/7/25 取手市は、遺族に寄り添う対応をせず、いじめ防止対策推進法に基づく第三者委員会の設置を怠ったなどとして、当時の市教育委員会の部長を減給 10 分の 1(6ヵ月)の懲戒処分にした。</p>	
<p>94 (73)</p>	<p>2015/12/4 奈良県生駒市の上町の県立奈良北高校で、男子生徒(高1)が校舎 4 階から飛び降り自殺。学校は期末テストの期間中で、男子生徒は「トイレに行く」と言って教室を出て、校舎の4階から飛び降りた。 学校によると、この男子生徒はテストの前にカンニングを疑われるトラブルがあったということだが、解答用紙の裏に「おれはカンニングやっていない」と書いてあったという。学校では実際にカンニングはなかったとみている。</p> <p>2015/12/15 県教委は常設の「県立学校いじめ問題調査委員会」に調査を依頼。 12/17 父親が、遺族への説明は 30 分だけで不十分として、調査に遺族の意見を反映するよう求める要望書を提出。遺族側が推薦する委員の選任などを求める。 2017/7/21 調査委員会が報告書提出。 男子生徒は入学後、級友に積極的に話しかけていたが、次第に「浮いた」存在と見られるようになった。委員会は、クラスのほぼ全員が参加する無料通話アプリ「LINE(ライン)」のグループから生徒が排除され、中傷するメッセージが書き込まれていたことなど6件をいじめ行為と認定。 他の生徒への暴力など問題行動もあり 15 年 10 月までに3回、教師から個別の「特別指導」も受けた。特別指導も男子生徒を十数日間、別室に隔離して反省文を書かせるなどしており、「教育的とはいえない」とした。 また、その際、校長から退学を勧めるような発言があったことなどで、生徒が苦痛を感じてい</p>	<p>なし</p>

		<p>たことに学校側が気づかず、多くの教員が「変わった子」と捉え、特性を理解し支援しようとしなかったなどの問題点を指摘。</p> <p>学校から3回の特別指導を受けて心身の苦痛を深め、「退学を免れない」と校舎から飛び降りたと結論。</p> <p>同年6月と11月に全校生徒を対象に実施されたアンケートで生徒へのいじめに関する記載があったにもかかわらず、学校が認識しなかったことを「大きな問題」と指摘。</p>	
95 (74)	2015/12/8	<p>広島県安芸郡府中町の町立中学校の男子生徒(中3・15)が、過去の非行歴を理由に志望する私立高校への推薦が認められないと学校側から伝えられた後、自殺。</p> <p>自殺後、1年生時に万引きしたのは別の生徒だったことが判明。1年当時、生徒指導の会議資料に記されており、その場でミスが判明し訂正された。しかし、資料の元データは訂正されず、そのまま引き継がれていたとみられる。</p> <p>町教委と中学校は、「個人情報の管理がずさんだった」として、遺族に謝罪したが、学校推薦を受けられないことが自殺の原因になったかどうかについては「可能性はあるが断定できない」として、第三者委員会を設けて詳細な調査を進める。</p> <p>2016/11/3 第三者委員会が、町教育委員会に報告書を提出。</p> <p>やっていない「万引き」を理由に私立高校への推薦はできないと告げられたことが、生徒の自殺要因の一つになったと指摘。教員間の不適切な引き継ぎに基づく「万引き」との指摘に生徒が否定できなかった点など複数の要因が重なり、自殺に至ったとした。</p> <p>2018/12/5 遺族が町に約6700万円の損害賠償を求める訴えを広島地裁に起こす。</p> <p>2020/3/25 広島地裁で、町が和解金2878万円を支払うことで和解。</p>	なし
96 (75)	2016/5/12	<p>東京都大田区の区立中学校男子生徒(中1・13)が自宅マンションのベランダから飛び降り自殺。男子生徒はこの日、学校で持ち込みが禁止されている菓子を隠し持っていたとして、複数の教員から注意を受けていた。</p> <p>2017/1/ 遺族から文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく詳細調査の実施の要望があり、大田区教育委員会は、第三者で構成される委員会を設置して、詳細調査を実施。</p> <p>2017/12/ 大田区立学校生徒事故調査委員会が調査報告書を提出。遺族の要望により、調査報告書は非公表。</p>	なし
97 (76)	2016/7/26	<p>山口県周南市で、県立高校の男子生徒(高2・17)が鉄道自殺。</p> <p>スマートフォンには遺書のような書き込みがあった。</p> <p>男子生徒は、部員が少ない野球部顧問の男性教諭に、野球の経験がないにもかかわらず「助っ人」を頼まれ、死の8日前から練習に参加。初日から家族に「きつい。やめたい」とこぼし、顧問から命じられた丸刈りも嫌がっていた。一方、テニス部の練習に出られなくなった生徒は、部員からSNSで「部室にあるお前の荷物全部池にすてる」などのメッセージを受け取っていた。</p> <p>2016/8/10 県教委は、生徒がいじめを苦しんで自殺した可能性があるとして、常設しているいじめ問題調査委員会が調査部会を設置。</p> <p>2016/8/12 初会合を開き、調査方法や今後の対応方針を協議する。</p> <p>2017/7/ 遺族は「事前に知らされておらず、(調査部会の設置を報じた)テレビのニュースで初めて知った」という。校長経験者や弁護士ら調査部会のメンバーも遺族と協議することなく決められており、「公平性や中立性に疑問がある」と訴えている。</p> <p>遺族推薦の委員を入れることを要望するが、拒否される。</p>	なし

		<p>2017/11/21 報告書によると、生徒は教室や部活動で日常的にやゆされるなどし、生徒を「いじめられキャラ」と見ていた教諭もいた。ところが教諭らは「それで人間関係が保たれている」などと問題視せず、中には「私もいじめていたが寄ってきた」と話す教諭もいた。しかし、生徒は「とても恥ずかしい」とソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)に書き込んでいた。</p> <p>部員数が少ない野球部の顧問教諭から「助っ人」を頼まれ練習に参加すると、テニス部員から一方的に無料通信アプリ「LINE」のグループを退会させられ、部室の荷物を「早く持ってけ」などと伝えられた。これらはいじめに当たると認定。しかし、「友人関係が壊れたわけではなく、ほころびた」とし、両部の顧問の対応についても、他の部員に転部のいきさつを説明しないなど連携不足があったと指摘するにとどめた。</p> <p>生徒は野球部の練習についても悩み、SNSに手の指の皮がむけた写真とともに野球部の練習がつらいことを書き込んでいた。生徒が顧問とは別の教諭らに手のまめを見せ「眠れない」などと訴えたが、教諭らは「自分で決めたことだ、頑張れ」「徐々に慣れる」と応じただけだった。これら複数のストレス要因を指摘した上で「いじめのみを自殺の要因と考えることはできない」と結論。自殺の原因を特定しなかった。</p> <p>また、生徒の訴えなどを見過ごした教諭や学校の責任についても言及しなかった。</p> <p>県教委は報告書を「報道機関などに提供しない」とする「誓約書」の署名を求めたが、遺族側は応じなかった。</p> <p>遺族は自殺と、学校内のいじめや部活動の指導との関係を調べるよう求める。</p> <p>遺族側は、委員長の大学教授ら複数の委員が県などと雇用関係にあったことなどで不信感を強めていた。</p> <p>2017/12/27 知事が再調査の実施を決定。県が条例により設置している常設の第三者委「いじめ調査検証委員会」(県内の大学教授や弁護士ら計5人の委員)で再調査する方針。</p> <p>遺族側は、遺族が推薦する県外の団体を通じて委員を新たに選ぶよう要望。</p> <p>県は「新たな委員会を設置したり、委員を代えたりするのは迅速な対応という第三者委の趣旨に反する」とし、新たな委員を加えることも、条例で「委員は5人以内」と定めているため「条例改正が必要で時間がかかる」と難色を示す。</p> <p>2019/2/1 再調査の報告書提出。複数の教職員の5つの行為を「いじめに類する」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒の前で名前を呼ぶ ・掃除用具の片づけの押し付ける ・テスト中に「ちゃんとやったんか」と話しかけた ・対応に困るようなことを言う ・不必要に名前を連呼する など <p>こうした行為を男子生徒がツイッターへの投稿で「恥ずかしい」と明かしたり、友人に「嫌だ」と伝えたりしていたことから、「不快に思っていた」などと指摘。「生徒にとってストレス要因になった」と結論付けた。</p> <p>検証委は報告書で教職員の行為に他の生徒が同調し、次のいじめを生み出す端緒となる可能性がある」と強調。適切ないじめ対策と部活動運営、教職員による十分な配慮と対応があれば、自殺を防ぎ得た可能性がある」と結論付けた。</p>	
<p>■ 98 (77)</p>	<p>2016/10/3 未遂⑪</p>	<p>静岡県中部の県立高校の女子生徒(高2)が、校舎3階から飛び降りて両手首を骨折する重傷を負った。急性ストレス反応も発症し、1カ月ほど入院した。</p> <p>女子生徒は他の生徒と研究班を組み、男性教員が指導担当だった。</p> <p>2016/10/1 班の研修日程が変更され、私用と重なったため、元生徒は無料通信アプリ「LINE」(ライン)で欠席を打診。男性教諭は「厳しい指導を受けないと理解できないようですね」「このような非常識を受けたことはない」と返信し、研修の中止を告げた。</p> <p>元生徒は謝罪し、研修実施を懇願したが、男性教諭は「絶対引き受けません」と拒否。深夜に約</p>	<p>なし</p>

		<p>1時間、電話でののしった。 10/3 校内の一室に呼び出されて、「学校やめろ」「おまえに選択肢はない」などと迫った。直後に元生徒は窓から飛び降りた。</p> <p>元女子生徒は、県などに550万円の損害賠償を求めて提訴。 2022/5/26 静岡地裁で、菊池絵理裁判長は、教員の行為は教育的指導の範囲を逸脱していて国家賠償法上違法と判断し、県に220万円の支払いを命じた。 判決理由で、女子生徒が何度も謝罪した上で2日午前0時50分の段階で、私用を中止すると伝えていたと指摘。その後は指導の必要性や相当性がほとんどなかったのに、男性教員がライン上で叱責を続けたり、執拗に電話したりしたとして「女性を精神的に追い詰めた」と認定。 一方、校長が男性教員を異動させず、女子生徒が教員と顔を合わせなくてすむようにする職務上の義務を怠ったとの原告側の主張については、退院後の受け入れ計画を策定して「接触機会をできる限り減らす方策を講じていた」として退けた。 女子生徒側は、学校の対応の不備を認めていなかったことを不服として、控訴。 2022/12/7 女子生徒側の控訴を棄却。</p>	
99 (78)	2017/2/6	<p>愛知県一宮市の市立浅井中学校に通う男子生徒(中3・14)がJR大阪駅前の商業施設から飛び降り自殺。 男子生徒の携帯ゲーム機には遺書のようなメモがあり、「担任に学力や存在価値など私の人生全てを壊された」などと記されていた。また、男子生徒の保護者は担任との関係について、学校にたびたび相談していた。 男子生徒は体育祭の組み体操で、バランスを崩し落下し骨折。痛みを訴えたが、担任はとりあわなかった。係でもないのに、プリント配りを何回もやらされていた。 2017/2/12 学校はPTA臨時総会で、「担任によるいじめと認識」と発表。2/13 一転して撤回。</p> <p>市の教育委員会は第三者委員会を設置し、調査。 2017/8/24 調査委員会は、「学校の対応が不十分だった」とする報告書を公表。 教員との関係悪化でストレスが蓄積したことなどが自殺につながったとする。 報告書によると、男子生徒は体育祭でけがをした際、担任の対応に不満を持って関係が悪化した。さらに、2月の三者面談で進路指導の教員から「全部落ちたらどうする」と言われたことなどでストレスを増大させたという。 第三者委は「(男子生徒は)物事を否定的に捉えやすく、白黒はっきりさせたがる性格だったこともあり、自ら命を絶つ方向に進んでいったと考えられる」と推定。支援が必要な生徒なのに、教員間で情報が共有されなかった点などを批判。 一方、遺族が主張した「プリントの配布」や、当時の校長が発言した「教員によるいじめ」は、いずれも「認められなかった」。学校の対応が不適切だったかどうかとも言及しなかった。</p> <p>2018/2/6 保護者は、自殺は当時担任だった男性教諭による「いじめ」などが原因として、一宮市に損害賠償を求める訴えを、名古屋地裁一宮支部に提起。 第三者委の報告書は、事実と違うところが多いとした。 2021/7/13 名古屋地裁一宮支部で和解。 ①市は両親や亡くなった生徒に対し、真摯に謝罪する。 ②市は再発防止策をとる。 ③市が和解金を支払う。 などの内容。</p>	なし

100 (79)	2017/3/14	<p>福井県池田町の町立池田中学校で男子生徒(中2・14)が、午前8時頃、登校後、校舎3階の窓から飛び降り自殺。遺書とみられるノートがあった。</p> <p>生徒は2016年10月以降、宿題提出の遅れや生徒会活動の準備の遅れなどを理由に、担任の男性教諭(30代)や副担任の女性教諭(30代)から繰り返し叱責を受けていたという。</p> <p>自殺直前の2017年3月6日以降には、役員を務めていた生徒会を辞めるよう担任から叱責され、副担任の執拗な指導も続いた。</p> <p>2017/4/ 町教委は有識者らによる第三者調査委員会を設置。</p> <p>2017/10/15 報告書提出。調査委は「叱責を繰り返したことは指導の範囲を超えていた」「厳しい指導叱責が不適切であることには気づくことができた」と指摘。</p> <p>担任と副担任から厳しい指導や叱責を繰り返され、精神的なストレスが高まったことが大きな要因だと結論。</p> <p>2017/12/19 福井県議会が「教育行政の根本的見直しを求める意見書」を可決。「学校の対応が問題とされた背景には、学力を求めるあまりの業務多忙もしくは教育目的を取り違えることにより、教員が子どもたちに適切に対応する精神的なゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するものである」と指摘。</p> <p>2017/12/21 福井市のボランティア団体「社会問題被害者救済センター」が、厳しい叱責などにより生徒を自殺させたとして当時の担任と副担任、責任者である校長に対する業務上過失致死容疑の告発状を提出。</p> <p>2019/2/ 福井地検は、校長、担任、副担任の3人を不起訴処分。</p> <p>2020/1/ 福井検察審査会は、担任について不起訴不当と議決。</p> <p>2020/6/15 遺族が福井県と池田町に計約5470万円の損害賠償を求めて福井地裁に提訴。</p> <p>2022/3/ 福井地裁で、和解。</p> <p>2022/4/22 教育委員会は、「担任が生徒の重大な状況を管理職に報告することを怠り、情報共有を行わなかった」として、任教諭を停職1カ月、当時の教頭についても「事実関係を把握せず、具体的対応策を講じなかった」と判断し、減給3カ月(100分の10)の懲戒処分にしたと発表。当時の副担任や校長は既に退職しており、処分は行われなかった。</p>	なし
101 (80)	2017/6/28 未遂 ^⑫	<p>青森県八戸市の八戸工業高等専門学校男子学生(高3)が高さ約30メートルの橋から飛び降り、一命を取り留めたが下半身不随となった。</p> <p>学生は恋愛関係のトラブルを学校に相談したが、その対応に不信感を持ち、遺書には教員の実名とともに「真実を知りながら僕のことを裏切った」と書かれていた。</p> <p>2018/9/ 復学を目指していたが「授業を受けるのが困難」との理由で今年9月に自主退学。</p> <p>2019/8/8 同校が家族から預かった遺書の写しを破棄していたことが判明。</p> <p>2018/11/30 学校を運営する国立高等専門学校機構は、弁護士や精神科医などでつくる第三者委で調査すると発表。</p> <p>2020/6/30 報告書提出。提言のみ公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理意識の向上 ・保護者との連携 ・チーム対応の必要性和教職員の協働 ・事故発生後の主体的かつ迅速な調査 <p>報告書について https://www.hachinohe-ct.ac.jp/info/2020/12/001286.php</p>	なし

		<p>2018/3/ 青森県警は、脅迫容疑で男を書類送検。</p> <p>2018/12/25 青森地検八戸支部が、脅迫罪で交際相手の女性の父親(50)を在宅起訴。被告は、2017 年5～6月、男子学生が娘に性犯罪をしたと思い込み、自宅のパソコンから学生に「性犯罪者として告発する」などとメールや SNS などを複数回送り、脅したとされる。捜査関係者は、脅迫が自殺未遂の一因となった可能性があるともみている。</p> <p>2019/3/28 懲役1年執行猶予3年の判決。</p> <p>2019/12/ 「息子の被害を知る学校が保護者に連絡していれば自殺未遂は防げた」などと、学校の対応に問題があったとして、両親が学校を運営する国立高等専門学校機構と脅迫の加害男性らを相手に、計約1億4569万円を相手に損害賠償を求めて提訴。</p> <p>2022/6/10 青森地裁は、父親(加害男性)と機構に計約1億8500万円の支払いを命じた。鈴木義和裁判長は判決理由で、同級生の父親の脅迫が自殺未遂につながったと認定。自分の息子の交際相手の女性が、以前に付き合っていた元学生から性的暴行を受けたと思い込み、メールやSNSなどで脅し「強い恐怖感や今後の人生に対する絶望感を抱かせた」と指摘。高専については、女性にストーカー行為をしていると当時の学生主事から一方的に決め付けられ、女性に近づかないよう指導され、強い不信感を抱いたことも自殺未遂の大きな要因になったと判断。高専側の安全配慮義務違反も認めた。</p> <p>2022/6/23 高専側が仙台高等裁判所に控訴。</p>	
102 (81)	2017/7/	<p>新潟県新潟市の県立職業能力開発校「新潟テクノスクール」を2012年3月に修了し、企業に就職した会社員男性(25)が、在籍時に担任だった県職員から暴言や暴行を受けたとの遺書を残して自殺。</p> <p>男性は2017年1月から5月、当時の担任から暴行や性的な発言をされていたと県に複数回、相談。県職業能力開発課が当時の担任やその上司への聞き取りを踏まえ、担任に暴言と暴力との認識はなかったとする見解を伝えていた。</p> <p>2018/3/ 遺族が当時の担任から「学校をやめろ」などの暴言があったと県に相談。県は担任への再度聴き取りと、同級生からも話を聞き、調査を進めている。</p> <p>2018/12/3 遺族は県に第三者委員会の設置を申し入れ。</p>	あり ⑱
103 (82)	2017/7/中 旬	<p>北海道の駒沢大学付属苫小牧高校の男子生徒(高2・16)が、自宅近くの公園で自殺。</p> <p>男子生徒は吹奏楽部に所属していたが、2月頃から体調不良で欠席が増え、精神科で治療を受けていた。4月に、男性顧問(40代)から「マネジャーにする」と言われ、6月には参加を控えるように指示されたという。7月中旬、運動部の応援があったが、吹奏楽部員としてではなく、一般生徒として参加するよう指示された。遠征先で他の部員らと合流できず、徒歩で6時間かけて帰宅した。帰宅後、精神的に不安定になっていたため、父親が夜、担任に電話で事情を確認して初めて、部活動への参加制限を知った。翌日、自宅近くで自殺。</p> <p>生徒の自殺後、顧問ら学校側は両親に、「部活動を無断欠席するなど、部内のルールを守れなかったため、活動を制限した」と説明。</p> <p>部員らへの聴き取り調査の結果、「生徒間のいじめはなかった」とし、道学事課にも報告した。男子生徒は、部活動への参加を制限されて以降、顧問が担当する授業を欠席していたが、顧問は、両親や担任に、欠席が続いていることを伝えていなかった。</p> <p>2019/3/ 男子生徒の両親が吹奏楽部の顧問の指導が原因として、学校法人と顧問を相手取り、慰謝料計1千万円の損害賠償を求めて札幌地裁に提訴。</p> <p>2021/3/ 札幌地裁で和解。生徒の死に遺憾の意を示すなどの内容が盛り込まれた。</p>	なし
104 (83)	2017/12/17 未遂⑬	<p>山口県周防(すおう)大島町の国立大島商船高等専門学校の男子生徒(高2・17)が、4月に入学した頃からいじめを受けはじめる。</p>	なし

		<p>2016年5月21日に同級生で、2日間だけ寮で同室だった男子生徒が、男子生徒の自殺したのは、同生徒のせいとのうわさを広められる。</p> <p>男子生徒は、同級生の寮の机に性的な本が入れられた時、同室に居合わせただけで、いじめに加担したことはなかった。止められなかったことを亡くなった生徒に詫びたが、翌日、自殺したという。</p> <p>その後も、グループから写真を勝手にとられて笑いものにされたり、ばい菌扱いされたりした。</p> <p>2017/5/ 男子生徒(高2・17)は「死にたい」などと漏らし、学校は被害者の意思を無視する形で、教員らによる「いじめ対策委員会」を設置。</p> <p>被害者の友人3人をいじめ加害者と事実誤認。突然、授業中に呼び出すなどして、長時間の事情聴取。</p> <p>2017/7/ 適応障害と診断される。調査した教務主事ら対策委の面談で、威圧的な聞き取りを受け、一次的退寮を促されたと感じたという。</p> <p>2017/12/17 自殺未遂</p> <p>2017/11/ 適応障害になった生徒の保護者らの投書を受けた文部科学省が、学校設置者の国立高等専門学校機構を通じて学校に第三者委員会の設置を求めた。</p> <p>いじめが連鎖した可能性があり、自殺事案とは別に、第三者委員会を設置。</p> <p>2017/8/ 高専がいじめの有無を確認するため、同じ寮の学生12人にアンケートを実施。</p> <p>2017/10/ 高専の保護者がアンケートの内容について問い合わせたところ、学校側が紛失していることに気付いた。</p> <p>2019/6/ 元学生5人が個人情報としてアンケートの開示を求めたが、学校側は誤って廃棄した可能性が高く所在不明として開示しなかった。</p> <p>2019/7/ アンケートを紛失していたことが報道される。</p> <p>2020/3/27 報告書を提出。</p> <p>「被害学生に対して悪口を言う」、「たたく」、「消臭スプレーをかける」、「インターネット上の悪口」など、14項目をいじめと認定。</p> <p>いじめに関するアンケートを誤って破棄したことや教職員が「男子学生がいじめの原因を作っている」などと発言したこと、威圧的で不適切な事情聴取など、学校の問題点も指摘。学校側についても、「いじめ行為をいじめと判断していない」と、対応を批判。学校は、今後、学生側の意見を聞きながら再発防止策をまとめる。</p> <p>http://www.oshima-k.ac.jp/other/topicstop/thirdparty-houkoku.html 全文を公表 86頁 http://www.oshima-k.ac.jp/other/thirdparty-houkoku.pdf</p>	
105 (84)	2017/12/20	<p>兵庫県尼崎市の市立中学校の女子生徒(中2・13)が、自宅で自殺。</p> <p>「学校がしんどいです。もう無理です。ゴメンなさい。たえれませんでした」と赤いフェルトペンで書かれた紙片が残されていた。</p> <p>自殺当日、部活動のトラブルを女子生徒が言いふらしていると誤解した学年主任が女子生徒に口止めをし、さらに別の教諭が女子生徒を叱責していた。</p> <p>学校は遺族に知らせずに緊急アンケートを実施。</p> <p>家族は当初、自殺を公表するつもりがなかったが、報道された。</p> <p>2018/2/14 遺族が市長と教育長宛てに申入書を提出。学校側が当初承諾したアンケート結</p>	なし

		<p>果の開示を後に市教委が拒んだことや、調査結果の情報がわずかしか伝えられなかったことなどで不信感。調査結果の速やかな開示、遺族の意向が確認されないまま生徒の死が報道された経緯の説明、在校生に対する十分なケアなどを求めた。</p> <p>2019/3/18 第三者委員会が報告書を提出。</p> <p>第三者委員会は、同年11月に実施したアンケートで「最近、同級生から何か嫌なことをされたり命令されたり暴力を振るわれたりしたことがありますか」という質問に「時々ある」、「友達に嫌なことをされたり言われたりする」という問いに「すごく当てはまる」と女子生徒が回答したにも関わらず、担任は内容を確認せず、対処を怠ったと指摘。部活動についても女子生徒は「嫌だ」と漏らしていたが、担任は状況を聞き取らず、女子生徒が信頼していた部活動の元副顧問も受け流していたとした。</p> <p>また、12月20日の指導では、「(女子生徒が)発言しようとする大声で言葉をかぶせて発言を阻止し、強く非難することを繰り返した」「興奮した様子で乱暴な言葉を使って大声で叱責した」という。女子生徒はトイレの個室にこもって泣き、「なんで私ばかり」と言って帰宅。その後、自殺。</p> <p>報告書は、「いじめがエスカレートし、精神的苦痛と孤立を感じるなか、信頼していた教員らにも話を聞いてもらえず、自分自身を否定されたと感じた結果、学校そのものに絶望した」とし、「これらの複合的な要因が絡み合って自殺した」と結論。</p> <p>2019/ 生徒の母親は、市に対し7900万円余りの損害賠償を求める訴えを神戸地方裁判所尼崎支部に起こした。</p> <p>2020/4/3 県教委は、いじめへの対応が不適切だったとして、当時の男性校長(50代)を減給10分の1(6カ月)、ほか男性教諭(30代)ら教職員計4人を懲戒処分。</p> <p>2020/4/30 市教育委員会は、60代の男性部長を、事案を調査する担当課を指揮する立場だったにもかかわらず、十分指導せずに混乱を招いたとして減給10分の1(1カ月)の懲戒処分。50代の男性教育次長を訓戒、当時同校の教頭だった50代の男性課長を文書厳重注意。既に退職している前教育次長と元課長を「減給相当」とした。前教育次長は月給10%の2カ月分、前教育長も同3カ月分を自主返納する意向。</p>	
106 (85)	2017/12/22 未遂¹⁴	<p>兵庫県神戸市の市立六甲アイランド高校で夕方、男子生徒(高1・16)が校舎5階から転落し、意識不明の重体。</p> <p>12月、ツイッターで、特定の生徒を対象にした書き込みからトラブルがあり、教員3人が複数の生徒を対象に、2日間にわたり指導。</p> <p>12/21は7時間半、12/22は8時間半かけて、教員の面談による事実確認。指導は各30分～1時間で、残りの時間は反省文の作成や自習をさせた。</p> <p>12/25、12/26は面談予定だった。</p> <p>男子生徒が転落したのは、12/22の指導終了後、保護者の迎えを待つ間だった。</p> <p>市教委は今回の指導を「比較的軽いもの」と説明。同校では月に数回、「学年指導」より重い「特別指導」として、問題行動を起こした生徒に対し別室で行動を説明させたり、反省文や日記を書かせたりしており、長いときは2週間程度に及ぶという。</p> <p>2019/4/19 生徒側は「『退学や』と脅迫的な指導を受けた自殺未遂」と主張しており、代理人は神戸市長直轄の第三者委員会で、当時の指導実態を明らかにするよう求める要望書を提出。</p> <p>市長は、教育委員会の下に第三者委員会「学校事故に係る調査委員会」を設置し、調査権限</p>	なし

		<p>を行財政局に委任。主な業務は市の行財政局が行うとする。</p> <p>2019/12/11 委員会は報告書を提出。生徒側は、別室指導の際に弁解の機会がないまま教員に「退学や」と言い渡されたなどと主張報告書では「(退学には結び付かない)年次指導で終わらない」と教員が繰り返し発言したとし、生徒が「退学になるかもしれないと受け止め、自死を決意するほどの精神状態に追い込まれた」として、教員による一方的な別室指導が生徒に自殺を決意させた結論。</p> <p>生徒は自由に出入りできないよう監視され、トラブルを認めて反省するよう何度も求められたという。第三者委はこれらの指導を「体罰には該当しないが、限界に近い事例」と指摘。</p> <p>さらに、長時間隔離して指導を行ったことについて「事実確認より、自分の行為を認めるよう強要している」「個人の尊厳を脅かし、指導目的を超えた一種のハラスメントと解釈できる」などと批判。「一方的な追及ではなく、事実関係を見詰めさせることこそ優れた指導力」と改善を求め、市教育委員会にも学校現場への助言を促した。また、別室指導に当たっては時間や日数を必要最小限にし、原則事前に管理職に承認を得るよう提言した。</p> <p>会見で調査委の折出健二委員長は、同校の生徒指導について「威圧的、権力的な指導が背景にあり、人権上問題がある別室指導も常態化していた」と指摘。</p> <p>2022/6/24 元生徒が、教員の不適切な指導で追い詰められたのが原因だとして、市に 6000 万円の損害賠償を求めて神戸地裁に提訴。</p>	
107 (86)	2017/12/	<p>東京都内の私立中学校の男子生徒(中1・13)が、学校の最寄駅構内で鉄道自殺。</p> <p>直前に、母親に LINE で、「今までありがとう」とのメッセージを送信していた。</p> <p>学校には女性から電話で、ゲームセンター内の両替機で取り忘れた金銭が紛失した件について問い合わせがあった。そのことについて、前日と当日、当該生徒は部活顧問から(当日は顧問以外の教員もいたことが、第三者委員会の報告書で、初めて判明)、聴き取りをされていた。当該生徒は2か月前に部活の帰りにゲームセンターに寄ったとき、「両替機からメダルが出てきて使用した」ことはあったが、「(問い合わせのあった日は)ゲームセンターに行っていない」と答えていた。</p> <p>遺族の要望に応じ、学校法人は第三者調査委員会を設置。</p> <p>2022/1/報告書。調査委員会は、「本件では、威圧的指導による子どもへのダメージが大きかったにもかかわらず、子どもを追い詰めたまま事情聴取を終了しており、教育的配慮が不十分であった」と指摘。「2日間の指導が自殺の大きな原因となっていることは動かしがたく、指導の不適切さと自殺の関連性は認められる」と結論。</p>	なし
108 (87)	2018/3/19	<p>埼玉県新座市の市立中学校の校舎トイレ内で、男子生徒(中1・13)が首つり自殺。</p> <p>加入していた部活動のイベントをめぐり、部活顧問から叱責されていた。顧問とのやりとり直後に男子生徒は行方不明になっており、校内探索後に発見。</p> <p>遺書はなく、市教委は家庭環境に課題があると見ており、顧問とのやりとりが動機に結びついたかどうかは判明していない。</p> <p>2018/3/27 中学校が「児童生徒事故報告書」を市教委に提出。</p> <p>埼玉新聞社が開示請求して報告書を入手。行方がわからなくなる直前の顧問とのやりとりや、事件後に県警が教諭ら関係者に事情聴取した内容などは黒塗りにされていた。</p>	なし
109 (88)	2018/7/3	<p>岩手県矢巾町の県立不来方(こずかた)高校のバレーボール部の男子生徒(高3)が、自宅で自殺。</p> <p>自室に残されたメモには「ミスをしたら一番怒られ、必要ない、使えないと言われた」「高校でこれなら大学で生きていけるはずがない」などと書かれていた。</p> <p>県教委は部員や教員に聞き取りなどをした結果、「通常の指導の範囲で教諭に落ち度はなか</p>	不明

		<p>った」と主張。</p> <p>遺族は、「指導が原因」と訴えていることから、県教委は第三者委員会を設置し、自殺と指導の因果関係について調査。</p> <p>2020/7/22 「教諭の叱責や発言が絶望感や孤立感を深めさせた可能性は否定できない」とする報告書を提出。また、「背が一番でかいのに何もできない」「男子生徒のせいで負けた」といった発言があった。報告書はこうした発言について「いずれも、いたずらに威圧・威嚇し、人格を否定し、意欲や自尊感情をも奪うものであり、指導としての域を超え、教員としての裁量を逸脱した不適切な発言」と認定。</p> <p>顧問が投げたり打ち付けたりしたボールが顔面に当たったことを、直ちに故意にボールをぶつけたと断じることは困難としながらも、当該生徒が「顧問から故意にボールをぶつけられたと感じていた可能性を否定することはできない。」とした。</p> <p>顧問が前任校で体罰に関し訴訟が起こされていた点についても、県教委と高校の情報共有が十分でなかったとして批判。</p> <p>報告書 概要版 https://www.pref.iwate.jp/res/projects/default_project/page/001/032/539/kyougishiryoul.pdf</p> <p>遺族は、「ボールを顔などにぶつけられた」として暴行容疑で、男性教諭を告訴。 2020/4/ 盛岡地検は不起訴処分。</p> <p>2022/6/24 県教委は、新谷さんら複数の生徒に暴言を繰り返したとして、当時の部顧問(45)を懲戒免職処分。2015年度の指導についても不適切として、処分。ただし、元顧問の暴言と自殺との因果関係については認定せず。また、管理監督が不適切だったとして、この間の副校長5人を戒告の懲戒処分。自殺当時の校長は退職済のため、処分対象にならなかった。</p> <p>(関連) バレーボール部顧問は、2008年に顧問を務めていた別の県立高バレー部での暴言や暴力行為でPTSDを発症し不登校になったとして、元部員に提訴されていた。 2019年2月1日、仙台高裁は、一審で認定した鍵を壁に投げつけて叱りつけるなどの行為のほか、教諭が部活動中に男性に平手打ちした事実や、男性の人格を否定する暴言を言い放った事実を認定。県に計40万円の賠償を命じた。(確定)</p>	
110 (89)	2018/7/17	<p>埼玉県所沢市の市立南陵中学校の男子生徒(中1)が、午前8時過ぎに高層住宅から飛び降り自殺。</p> <p>7/3、1年生男子6名が、授業で使用していた針金(アルミ線)を勝手に持ち出し、擦るなどして熱して、他の生徒の肌につけて反応を楽しむいたずらをした。当該生徒は、加害側の一部の生徒の「当該生徒もやった」との証言により、「加害側」として呼び出された。</p> <p>当該生徒の保護者によれば、当該生徒は家で、「やっていないのに、なんであんなに怒られたんだ」と話していたという。担任は、「あなたもやったのではないか」と執拗に迫り、感情的に責め、当該生徒が泣くまでヒステリックに迫り、最後にやっと「やっていない」と判断してもらったという。</p> <p>2021年3月23日、第三者委員会が、報告書を提出。 担任だった女性教諭(30代)の指導について、「客観的に見ると熱心で、生徒に近いところにい</p>	なし

		<p>たが、生徒と同じ立場で泣いたり怒ったりする幼さがあった」との指摘。 家族や友人らの証言から、当該生徒が、教師、とくに担任を疎ましく感じていたことは間違いない。担任の言動には、当該生徒に否定的な影響を与えていたものがあつたと言える。理不尽と感じたり、大きなストレスになっていた可能性は高い。自殺との因果関係は不明。 同級生らへのアンケートや聴き取りの結果、いじめは確認できず、家庭にも原因はないとした。</p> <p>報告書 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kyoiku/H30houkoku.html ※掲載期間は、令和3年3月23日から令和4年3月22日までの1年間 遺族所見 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kyoiku/H30houkoku.files/H30syoken.pdf 遺族の所見には、「息子の葬儀直後に自宅に集まってくれた息子の友人達からは「担任のせいで」「担任に目をつけられていた」との言葉が多数出ていました。しかしながら第三者委員会の調査に対してはそのような意見が消え失せています。」と書かれている。</p>	
111 (90)	2018/8/21	<p>宮城県仙台市青葉区の宮城県工業高校の男子生徒(高1・15)が、夏休み最終日に自宅で自殺。 4月の入学直後から、担任の男性教諭に徹夜をしなければ終わらないほどの課題提出を求められ、「これはレポートではない、やり直せ」と突き返されるなどし、6月ごろには部活動へ参加することも禁じられた。男子生徒は母親に「先生が俺にだけ強く当たる」と話していた。また担任は男子生徒宅に弔問の際、夏休み前に別件で男子生徒を叱つたと話したという。 県教委は「遺族が公表を望んでいない」と学校から報告を受けたとして、生徒の自殺を明らかにしていなかった。父親は否定している。 学校は一部を除き、在校生に男子生徒の自殺を知らせていなかったため、県教委は「自死を前提とした調査は難しい」と判断。自殺前に校内で実施したいじめアンケートの結果を踏まえ、「今回はいじめが原因と特定できないケースで、学校に再調査を指示しなかった」という。 2018/10/31 父親は県教育委員会に対し、担任の厳しい指導が自殺の原因になった可能性があるとして、第三者委員会の設置を求めた。</p> <p>県教委は、「いじめ防止対策調査委員会特別部会」を設置。</p> <p>2021/3/26 報告書 調査委員会は、レポート提出の遅れや反省文などが心理的な負担となったことや、生徒の悩みを教員が連携して把握する仕組みがなかったことが重大な結果を起こしたとした。特定の教員による指導を自殺の原因とはしなかったものの、複数の教員による指導などによって「複合的に生徒を追い詰めた」と結論づけた。 報告書によると、生徒はレポートの未提出を叱責され反省文を書かされたり、「学習ノート」作成のため部活動を休まされたりした。中学時代から課題提出に苦手意識があり悩んでいた様子だったが、教員間の情報共有が不足し、適切な支援がなされず生徒の負担感が強まったと指摘。「相談できる環境がなく追い詰められてしまったのではないか」と言及した。一方、指導方法に問題があつたとまでは言えないとした。 生徒が亡くなった後の高校や県教委の対応については、遺族に学校内の聞き取り調査の結果を報告せず、校長の弔問が遅れたことなどを挙げて、「非難に値する」とした。</p>	なし
112 (91)	2018/8/26	<p>埼玉県さいたま市の市立南浦和中学校の男子生徒(中1・13)が、部活動に行く途中に自殺。 男子生徒は入学後、バドミントン部に入ったが、練習についていけず悩んだ様子だったとい</p>	なし

		<p>う。夏休み中の8月25日、顧問から母親に「生徒が部活を休み、ゲームセンターにいた。明日個別に呼んで指導する」と電話があった。</p> <p>生徒は翌26日、部活に行くため自宅を出た後、自殺した。</p> <p>2018/12/ 学校が全校生徒に部活に関するアンケートを実施。別のバドミントン部員が顧問から「おまえ、存在する意味あるのか」と暴言を吐かれたり、胸ぐらをつかまれたりしたと答えた。「(男子生徒が)圧をかけられていた」との回答もあった。</p> <p>また校長は、母親に「一度休むと外周10周という厳しいペナルティーがあった」と説明していた。顧問は学校の聴取に「口調が強かったり、言い方がきつかったりした。至らなかつた点は反省している」と答えたという。</p> <p>2019年3月、別の中学校に異動した。</p> <p>市教委は、「指導が自死の要因かどうか確認できなかった」とした。</p> <p>市教委は第三者委員会を設置。2019年7月4日に初会合。</p> <p>母親は取材に「顧問から謝罪はなく、学校から詳しい説明もない。事実を知りたい」と話した。市教委の吉田賀一指導二課長は「指導が自死の要因かどうか確認できなかった」と述べた。</p> <p>2021/3/ 第三者委員会は、3月に答申を出す、2月に説明していたが、座長から「まとまらない」と言われ、答申の目途も示されない。</p>	
<p>113 (92)</p>	<p>2018/9/3</p>	<p>鹿児島県鹿児島市内の公立中学校の男子生徒(中3)が、始業式から帰宅した後、自宅で自殺。</p> <p>放課後、夏休みの宿題の一部を提出していなかったため、職員室で女性担任(40代)からおおよそ10分間にわたって宿題を提出するよう、個別に指導を受けた。進路に関しやりとりした際、夏休み中に体験入学した高校の環境に不安を抱いたと明かし、涙を流したという。男子生徒は担任から宿題を持って来るよう指示を受けて帰宅。</p> <p>母親は「宿題を忘れた複数の生徒のうち、息子だけが最後まで残され、指導は約40分に及んだと他の生徒らから聞いた」と話す。</p> <p>また、女性担任をめぐっては、2017年末、生徒らに大声をあげるなどして、保護者が学校側に改善を求めていた。数年前には、生徒を正座させ、髪をつかむなどの体罰があったとして、生徒側が学校に抗議していた。</p> <p>遺族は第三者を交えたさらに詳細な調査を希望。</p> <p>2018/10/16 鹿児島市教育委員会は、臨時会を開き、弁護士や医師ら外部専門家による「詳細調査」を実施することを決定。</p> <p>2021/6/30 「担任教諭による大声での叱責など、個別指導が引き金になった」と認定。</p> <p>個別指導で生徒が涙を流した理由を「信頼関係の希薄な担任に、進路の不安が露見し動揺したため」と推測。「受験や夏休み後の登校というストレスが重なったところに(叱責を含む)個別指導が行われ、限界を超えた」と分析した。</p> <p>市教委や学校の対応について「(遺族側が)不信感を抱くやりとりがあった」と指摘。</p> <p>担任の指導法について「生徒や保護者で受け止めに差があることを踏まえた説明が必要だった」とした。</p> <p>報告書 A4 100頁</p> <p>http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/seisyonen/kouhyouban28.html</p> <p>http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/seisyonen/documents/kouhyouban.pdf</p> <p>2022/7/14 鹿児島県教育委員会は、元担任で生徒を大声で叱責した女性教諭(44)を戒告の</p>	<p>なし</p>

		懲戒処分。処分理由は「校長の注意があったのに、不適切な指導で職務上の義務に違反した」と説明。 当時の校長は退職しており管理監督責任に問えない。	
114 (93)	2018/11/24	<p>東京都にある私立武蔵野高校の男子生徒(高2・16)が自殺。</p> <p>2018/2/27 同校は皆勤指導に力を入れており、体調が悪くて登校を強要されていた。当該生徒も下痢、嘔吐、高熱の症状があり、保護者が学校に欠席の連絡をしたが、登校させるよう言われて、保護者が車で送り届けた。帰宅後病院で点滴を打ち登校を医師に止められたが、熱が下がらないまま次の日も登校。</p> <p>2018/4/17 学校で複数の教員から叱責されて、6時限が始まる前に学校の塀を乗り越えて帰宅。</p> <p>2018/9/6 体育祭の練習会場に向かう途中、腹痛のためトイレに寄り遅刻。静まり返っている生徒 300 人以上の横に立たされ、教員2名から侮辱的な叱責を受ける。翌日も叱責は続いた。当日のスマホメモに「侮辱罪、もう人と関わりたくない」等が記録されていた。体育祭の練習では教員がパワハラの指導をしており、当該生徒はそれを録音していた。</p> <p>体育祭以降、当該生徒は担任から些細なことでも強く怒られ、週に1回～2回は必ず怒られていたという。他の生徒に比べても明らかに多かったという。</p> <p>2018/9/18 担任が変わった4月から、担任は朝の小テストで1問でも間違えると不合格にし、連帯責任でクラス全員にペナルティの課題や早朝登校をやらせていた。不合格者を「裏切者」と呼んで非難する様子を当該生徒は録音していた。</p> <p>2018/11/15 当該生徒は朝テストで不合格になり、翌朝は7時30分に登校させられた。</p> <p>2018/11/24 学校で、見学に来た中学生に対して、当該生徒はアテンドを行うことになっていた日に自殺。(アテンドは卒業単位の取得に必須)</p> <p>学校法人が設置した第三者委員会が調査。(うち一人は学校法人代理人と同一の協会理事。また、3人の委員うち2人は同じ団体に所属していた。) 2019年1月～11月調査。</p> <p>2020/4/22 学校法人から遺族に送付された報告書の「学校の対応について」及び「再発防止策に向けた提言」は、「原因調査には無関係」として、黒塗りにされていた。</p> <p>調査委員会は、指導が当該生徒に何等かの影響をおよぼしたことは推察されるが、約半年前の出来事であり、自殺行動を直接的に惹起したとまでは評価できないとした。</p> <p>2020/8/ 遺族が、学校法人武蔵野学院と元担任教諭を相手に民事裁判を提起。</p> <p>2022/3/28 東京地裁で棄却、2022/12/22 東京高裁で棄却。</p>	なし
115 (94)	2018/12/5	<p>千葉県柏市立柏高校の吹奏楽部の男子生徒(高2)が未明、同校の中庭で頭から血を流して倒れた状態で警備員に発見され死亡が確認された。</p> <p>2019/1/ 市教委は、「いじめと体罰は確認できなかった」とする調査結果を遺族に報告。父親は「息子は平日は7時間、土日祝日は12時間練習していた。2年生になってから休みは2日間だけ。それなのに報告では息子が何が起きたのか十分な回答がなかった」と話す。</p> <p>同校は生徒数957人。吹奏楽部には200人超が所属し、全国大会の常連校と知られ金賞も多数獲得している。</p> <p>父親は、「所属していた吹奏楽部の厳しい練習や顧問の指導で過労自殺に至った可能性がある」として、第三者委員会の設置を求める。</p> <p>2019/12/12 柏市は、医師や弁護士らで構成する第三者委員会を設置して調査することを発表。第三者委は、教師の行きすぎた指導がなかったかについても調べる。</p> <p>2022/3/25 報告書</p>	なし

		<p>自殺の原因は不明だが、「生徒は学業不振、異性問題、教職員からの指導、いじめという複数の悩みを抱えるなか、吹奏楽部の長時間練習が続き、精神的な余裕を失い自殺に至った」と結論。</p> <p>吹奏楽部の練習時間は月192時間30分で、国や県教委が示した部活動のガイドラインをはるかに上回る。授業時間を合わせた時間は436時間30分で、過労死ラインとされる月総労働時間240時間を100時間も上回る。</p> <p>また、事件直後から部員の意向を聞かずに練習や演奏会活動を再開、生徒の家族へ配慮に掛ける対応をしたほか、第三者による検討委員会の設置をなかなか行わなかったことなどの問題点を指摘。</p>	
116 (95)	2019/1/	<p>福島県会津坂下町(ばんげまち)の中学校で、当時1年生だった男子生徒が、2014年にいじめを受け不登校になった。5年後に自殺。</p> <p>被害者側は筆箱を隠されたあと、担任が、加害者に名乗り出るよう、1年生全員に休み時間中のトイレ以外の外出を禁じた結果、無視や暴力といったいじめがエスカレートして不登校になったと訴える。</p> <p>2017/7/31 町の専門委員会が調査・答申。 いじめに関する事実が明確にならなかったとして、不登校といじめの関連に関して「明確に指摘できることは得られなかった」とした。 ただし、学校の雰囲気や考慮するといじめがあった可能性が高く、それが不登校の原因の一部になっていると考えられる。また不登校の最も大きな原因は、禁足による対応後の学校の雰囲気であると考えられるとした。</p> <p>2019/3/18 父親からの再調査の求めに応じて、第三者委員会が調査・答申。 筆箱隠しはいじめに該当するとしたが、禁足については「生徒指導の一環。不適切とは言えない」と判断。禁足のきっかけとなったいじめにはついては、具体的に明らかにしなかった。</p> <p>2019年1月に当該生徒が自殺したことから、自殺事案として再度の調査を求めるが、町側は拒否。</p>	なし
117 (96)	2019/1/12 未遂⑮	<p>長崎県の公立中学校の男子生徒(中2・14)が自宅2階から飛び降り、腰の骨を折る重傷。 「遺書」に所属するバレーボール部顧問の男性教諭(40)教諭からの体罰のほか「友人からの悪口」なども記していた。</p> <p>2018/5/ バレーボール部顧問は、部活動の練習試合会場で男子生徒に宿題をさせ、指導中に太ももや腰を4回蹴るなどの体罰を加えた。</p> <p>2019/1/11 体育館で部活中に宿題をさせ、男子生徒の頭をシューズでたたいた。</p> <p>2019/11/12 生徒は部活動の大会当日、自殺を図った。 その後、回復して登校。</p> <p>同顧問教諭は2017年5月にも別の生徒に対する体罰で文書訓告を受け、1年間の研修プログラム受講を義務付けられていた。 2019/3/26 県教委は教諭を停職1カ月の懲戒処分にした。</p> <p>学校はいじめ対策委員会を設置し、報告書をまとめる。調査の結果、同学年の部員1人が生徒の背中を平手打ちにするなど、いじめがあったと認定。</p>	あり ⑳
118 (97)	2019/2/1	<p>群馬県前橋市の県立勢多農林高校の伊藤有紀さん(高2・17)が踏切自殺。</p> <p>残された数十枚のメモには、「ツイッターに悪口を書かれ、うざいと言われたり、無視されたりした」「先生は私の言葉を信じてくれなかった。ネットで悪口を言われているのは本当なのに」「もうつかれた」「耐えられない」などと記されていた。</p> <p>女子生徒は入学した数カ月後から周囲の生徒に嫌がらせを受けていたという。「いじめる生</p>	なし

徒がいる」と家族に話し、体調不良も訴えた。
教員から呼び出されて個室で厳しく指導され、泣きながら帰宅することもあったという。
亡くなる1カ月ほど前から体調が悪化。亡くなる約1週間前に「同級生から『死ね』と言われた」と母親に相談。事故当日は体調が悪く、学校を早退し、家族が付き添って病院で受診。帰宅後に姿が見えなくなった。

県教育委員会は、第三者委員会で死亡との因果関係などを調査する。

2019/5/ 月上旬、父親は県教委へ委員の交代を電話で求め、17 日に県教委を訪れたが、「特定の委員を除外しない」などと文書で回答があった。

1 人は2010年に桐生市で女子児童(小6)が自殺した問題で、両親から聞き取りせずに「家庭環境などの要因も加わった」と指摘した調査委の元委員。(その後、委員は続けるが、同事案の調査は辞退)

委員3人は前身の委員会の設置当初の2011年から委員。うち一人は県の審議会や別の委員会でも長年委員を務める。別の審議会で長年委員を務める人もいる。

県の委員ではそれぞれ報酬が出ている。残る委員も県内の公職を務める。

2020/3/30 中間報告 約10頁

2020/11/30 報告書

亡くなる直前に学校行事の配役をめぐり、他の生徒の「何であいつなんだ」などの発言に女子生徒が苦痛を感じていたとみられる点を、「いじめ」と認定。学校の調査もこれをいじめと認定しており、新たないじめは確認されなかった。

女子生徒が残した27枚のメモについては、意味が不明なものや、考えすぎなものと思われるとし、いじめの要因とは認定できないと判断。

他の悪口や女子生徒のメモなど5件は、証言が抽象的で認定できないなどとした。

また、「自死の要因としては主要なものではない」「複合的なもの」とし、自殺との因果関係は認めなかった。

学校側の問題点としては、いじめの正確な認知や重大事態への備えについて、適切な対応ができていなかったことを指摘し、再発防止策として、徹底した研修の実施などを求めた。

詳細な報告書は「遺族の了解が得られていない」として非公表。

県教委は、提出された71頁の報告書のうち、28頁の概要版しか遺族に送っていないことが判明。概要版であることを説明していなかった。

県教委は、委員から「ボリュームが多く遺族が読むのは大変だ」「関係者が見て誰のことを書いているか判らないにプライバシーに配慮すべきだ。」といった意見が出たため、第三者委員会の判断に従ったままと釈明。

調査委員会の報告書の答申時点での説明によると、いじめは自殺の主要因ではない・自殺の要因は「複合的なもの」と判断したとされていたが、遺族によると、報告書では「2018年11月の飼猫の死が影響したことが主要因」と結論づけられていたという。遺族側はこの結論に強い疑問を持っているとしている。

遺族は、自分たちが報告書を受け取る前に勝手に概要を公表したのは許せないとした。

答申(概要) 4頁

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100186673.pdf>

		<p>2021/2/ 上旬 保護者が、県教委に報告書全文を情報開示請求し、公開。 概要版では、全文にある「同級生が『死ね』みたいなことを言っていた。(有紀さんに)聞こえていたような」という証言や亡くなる当日か少し前に、有紀さんが3、4人の友人に、「私もうすぐ死んじゃうのかな」と言っていたこと、有紀さんの自殺未遂を把握した学校側が県教委への報告を怠っていたことなど、学校や教委にとって都合の悪い部分が、削除されていたことが判明。</p> <p>2021/6/18 県が常設する「再調査委員会」が調査することを決定。</p>	
119 (98)	2019/3/9	<p>宮城県亘理(わたり)町の町立吉田中学校の男子生徒(中2・14)が自宅で自殺。 男子生徒は昨年9月ごろから体調不良を訴えるようになった。 今年2月、男子生徒が授業を抜け出し、屋上から飛び降りようとしたことがあった。 2月下旬、男子生徒は中学校で授業中に、男性教諭から「シャツが出ていて赤ちゃんみたいだ。シャツを入れてやろうか」などと、ほかの生徒がいる前で繰り返し暴言を受け、帰宅後両親に対して「みんなの前でバカにされて悔しかった」と涙を流しながら話をしていたという。 男子生徒は3月初めに母親に「学校に行きたくない。死にたくなる時がある」と打ち明け、家族は学校に状況を伝えたが、適切に対応してくれなかったという。</p> <p>2019/4/12 遺族は県教委に真相究明のための第三者委員会を速やかに設置するよう求める要望書を提出。 2019/5/ 速やかな調査のため、遺族が求めていた県教委ではなく、町側に第三者委を置く方針の了承を得る。</p> <p>2022/7/16 報告書。 第三者委員会は「顔はいいけど性格が悪い」とSNS上に書き込まれたことなど3項目をいじめと認定。またいじめとは認めなかったが、生徒にLINE(ライン)で「しねしねしねしね」との悪口を送られていたこともあったとした。一方、こうしたいじめが男子生徒に苦痛を与えていたものの、自殺するほどの悩みや不安が生じた原因はわからなかったとして、「いじめが自殺を引き起こしたとは確認できなかった」と結論。 同年2月に、男子生徒が学校の屋上に出ようとするなどの問題行動に対する学校側の対応を「遅かった」と指摘したが、教員の不適切な指導は確認できなかったとした。</p> <p>遺族らは報告書の内容に納得できないとして、県に、第三者委員会を新たに設置して再調査を行うことや、委員は行政側と遺族側の双方から3人ずつ出して構成することなどを求める要望書を町に提出。 2022/9/ 条例に基づき、町に新たな委員会を設置して、再調査を行う。</p>	なし
120 (99)	2019/4/18	<p>熊本県熊本市の市立中学校の男子生徒(中1・13)が自宅マンションから飛び降り自殺。 男子生徒は小6時に担任の男性教諭から同級生が体罰や暴言を受けたことに心を痛め、「先生がうざい」と漏らしていた。</p> <p>2019/3/ 男子生徒の親を含む保護者らが、男性教師が体罰などを繰り返しているとして、再発防止を求める嘆願書を市教委に提出していた。 自殺約 1 カ月前、小学校内で生徒のノートに「死」と書いてあるのを別の教諭が見つけたが、両親に報告しなかった。 2020/3/30 市教委は同級生から自由記述式のアンケートをとったり、小学校校長から聞き取りをして、「いじめや友人とのトラブルは見られない」と国に報告。基本調査報告書に自殺原因の記載は一切なかった。市教員は、調査結果について、男子生徒の保護者への説明を拒否。</p>	不明

		<p>文科省の指針を知らなかったとした。</p> <p>2020/3/ 遺族や他の保護者が、小6時の担任が複数の児童の胸ぐらをつかむ体罰や「役に立たない」などの暴言を繰り返していたとして、調査を求める嘆願書を提出。</p> <p>市教委は、死亡直後は担任について調査をしていなかったが、その後の調査で、小学校6年時の担任教師が同小に赴任した2014年以降、体罰や「バカ」「アホ」などの暴言など39項目の不適切行為があったことが判明。</p> <p>2020/3/30 市教委は第三者委員会を設置する方針。</p> <p>「市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を健康福祉局子ども政策課に設置。</p> <p>2022/10/24 報告書提出。小学校時代の担任教諭の不適切な指導と当該生徒の自殺との因果関係を認定。</p>	
121 (100)	2019/4/30	<p>茨城県高萩市の市立中学の女子生徒(中3・15)が自宅の自分の部屋で自殺。女子生徒が自筆で残したメモに、男性顧問が卓球部の部活中、全部員に対し「ばかやろう」「殺すぞ」などと発言したほか、物を床に投げ付けたり、複数の部員の肩を小突いたりしたことなどが記されていたという。</p> <p>2018/9/ 女子生徒は学校のアンケートに「学校は楽しいけれども、部活動はつまらない。やっているといらいらする」と記していた。</p> <p>2019/3/15 女子生徒は登校していたが、練習に出なくなっていた。</p> <p>3/20 教育委員会に、指導に関する匿名の相談が寄せられ、学校側が教諭を指導し、部活の様子を見守るなどしていた。</p> <p>2019/7/ 市教委は、いじめ防止対策推進法に基づき、弁護士などの外部委員で作る「いじめ問題対策委員会」の設置を決定。</p> <p>2021/3/25 報告書</p> <p>第三者委は自殺の原因は複合的で「単純明快な説明は困難」とした。</p> <p>また、報告書では「リストカットや抑うつ的な訴えといったSOSが何度も出ていたにもかかわらず、学校も家庭も適切な対応が取れなかった」、「部活動の意義を逸脱した勝利至上主義が顧問の威圧的指導を助長した」などと問題点を指摘。</p> <p>再発防止策の提言では、学校や自治体の自殺予防対策の不十分さとともに、部活動の問題点についても言及。「勝利経験が生徒の成長を促すとの考えから、試合に勝つための厳しい練習を肯定する見解は、生徒の自主的・自発的な参加という部活動の本来の意義を逸脱している」と指摘した。部活動の参加が事実上義務化されている点は改める必要があるとした。</p> <p>遺族が非公開を望んだため、自殺に至った理由など具体的な記述部分は黒塗りで公表。</p> <p>2021/5/24 調査の結果平成30年からおとしにかけて、部員の肩を小突いたり、「ぶっ殺すぞ」などと暴言を発しながら胸ぐらをつかんだりといった、不適切な指導を行っていたことが確認できたとして、県教育委員会は、男性教諭(39)を減給10分の1、9か月の懲戒処分。一方、第三者委員会の報告書が指導と自殺の因果関係を認めていないことを踏まえ、自殺自体は「処分理由に加味しない」と説明。</p>	不明
122 (101)	2019/6/8 未遂 ¹⁶	<p>兵庫県宝塚市の市立中学校の吹奏楽部で、男性顧問教諭(30)は、女子生徒(中2・13)を個別に練習させた方が良くと判断し、廊下に出て1人で練習するよう指示。その後、生徒は4階から飛び降りた。女子生徒の戻りが遅いのを心配した男子生徒が様子を見に行ったところ、校舎の外の溝に倒れているのを発見したという。生徒は「自分で落ちた」と説明し、腕や胸の骨を折る重傷。</p>	なし

		<p>市教委が設置した第三者委員会が調査。</p> <p>県教委は詳細について、「公表しないよう生徒側から求められている」として、非公表。 2020/6/23 県教委は、「体罰や暴言はなかったが、生徒を精神的に追い詰める厳しい指導があった」と認定。顧問だった男性教諭(30)を停職1カ月の懲戒処分。 当時の校長3人について、対応が不十分として減給や戒告処分。 生徒の母親が、「処分が軽すぎる」として報告書の公表を求める。 2021/4/15 報告書を公表。 報告書によると、女子生徒はコンクールに向け音楽室で練習中、顧問から「トライアングルの音が合っていない。廊下で100回たたいてこい」と厳しい口調で退室を命じられた。廊下で練習したがうまくできる気がせず、戻っても再び叱られると感じ校舎から転落。駆け付けた顧問に「ごめんなさい」と繰り返した。 顧問は機嫌に波があつて他の生徒も怖がっており、女子生徒は別の生徒が怒られる様子を見てストレスや恐怖心を感じていたという。第三者委は「顧問の指導が直接原因になったことは否定できない」とした。 一方、市教委は「精神的な体罰」に当たるとして、県教委に男性教諭の懲戒処分を厳しくするよう求めたが見直されなかった。</p> <p>報告書及び再発防止策 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/gikai/katsudo/1026320/1041908/1041909/index.html https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoikuiinkai/1002552/1042007.html</p> <p>報告書目次 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/041/909/20210415bunkyo/3-1.pdf 報告書 26 頁 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/041/909/20210415bunkyo/3-2.pdf</p>	
123 (102)	2019/9/3	<p>岐阜県岐阜市内の私立城南高校の教室で男子生徒(高2・17)が、カーテンの紐で首を吊り、ぐったりしているのを教師が発見。病院に搬送されたが、まもなく死亡が確認された。 男子生徒は同日、同級生の1人と体の接触を伴うトラブルを起こし、午後2時40分頃、授業中に、担任の教師らにそれぞれ別の部屋に呼び出された。 男子生徒は自殺した教室で、担任や学年主任から授業態度や生徒間トラブルなどについて、20分前後(報道によっては1時間、30分などあり)指導を受けていたという。その後、保護者と一緒に指導を受けさせるために教室で待つように指示。担任らは午後3時40分頃この教室を離れ、担当クラスのショートホームルームなどに向かったという。 午後5時40分頃、別の教師が通りかかった際、首を吊った状態の生徒を発見した。</p>	なし
124 (103)	2020/1/4	<p>東京都町田市の私立サレジオ工業高等専門学校(高5)の機械電子工学科の学生(高5)が自殺。遺族が、当該校教員の「パワハラ」ではないかと主張。 学校は第三者委員会を設置して、事実確認をする。</p>	なし
125 (104)	2020/8/29	<p>福岡県福岡市東区の私立博多高校の剣道部員の女子生徒・侑夏(ゆうな)さん(高1・15)が鉄道自殺。自殺した日の朝、SNSに「部活が死にたい原因」などと書き残していた。 女子生徒は剣道の特待生として、高校に入学。剣道4段の剣道部顧問の暴言や暴力的指導を苦しめていた。けがをしたこともあった。女子生徒以外にも、同顧問の言動を苦しんで自殺を考える男子部員が2名いた。</p> <p>スポーツ振興センターは、請求に係る「事件調査報告書」の原因欄に「教師の指導」が選択さ</p>	あり ⑳

		<p>れており、具体的な内容として、「継続した教師の不適切な指導によるものと判断し、最後に行われた不適切な指導を8月20日の通常生じないようなアザが残るほどの練習指導がこれにあたるものと特定した」と報告されていることから、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」に該当するとして、死亡見舞金3000万円の支給決定を行った。</p> <p>2022/3/ 遺族が学校側に提訴する方針を伝えたところ、学校は10月、不適切な指導を認めて、遺族に謝罪した。顧問2人は、学校を退職。</p>	
126 (105)	2020/10/5	<p>東京都八王子市の国立東京工業高等専門学校(高専)の学生会会長の野村陽向さん(高3)が自殺。男子生徒は、2年生次から学生会の会長を務め、再任されていた。</p> <p>文化祭をめぐって教職員である学生主事補と対立。</p> <p>2020/6/ 男子生徒は、学生主事補からハラスメント行為を受けたとして学校長宛てに「ハラスメント申入書」を提出。その後、主事補が謝罪して取り下げた。</p> <p>2020/9/以降、学生会で承認を得て購入した物品についての監査を厳しく受けようになり、上級生が昼夜を問わず、質問や指示メールを送っていたという。</p> <p>2021/8/8 高専機構は、第三者委員会を設置。</p>	なし
127 (106)	2021/1/30	<p>沖縄県の県立コザ高校の運動部主将を務める男子生徒(高2)が、自殺。</p> <p>当該生徒は、中学時代までの競技成績が評価され、同校に推薦入学。2年で主将になって以降、男性顧問教諭から、「主将をやめろ」「部活をやめろ」などと、日常的にきつく叱責されていたという。</p> <p>当該生徒の死後、学校が行った顧問への事情聴取や教員・生徒へのアンケート調査で、当該生徒が日常的に厳しい指導を受けていたことがわかる回答があった。</p> <p>2021/2/ 県教委は、第三者委員会を設置し、詳細調査を行う。</p> <p>2021/3/19 報告書は、顧問だった男性教諭は男子生徒が昨年7月に主将になってから叱責が厳しくなり「キャプテンを辞めろ」といった精神的負担となる言葉を日常的に使っていたと指摘。男子生徒が自殺した前日も顧問から厳しい叱責を受けていたことについて「『最後の引き金』になった可能性が高い」とし、「部活動以外に、自死につながるほどのストレス要因は考えにくい」と結論。</p> <p>また、生徒は特別推薦で入学した際、「活動継続確約書」の提出を求められていた。</p> <p>生徒との連絡にLINEを多用し、迅速な対応を要求。やりとりは夜中まで続くこともあり、男子生徒は帰宅後もイヤホンを着けて連絡の有無を意識するなど「生徒は常に緊張状態に置かれ、多大な精神的疲労を抱えていた」と指摘。顧問のライン履歴から生徒とのやりとりが削除されていることも判明。</p> <p>調査のなかで、2017年度にも、当該顧問が鼻に指を入れたりいきなり技を掛けられたと女子生徒から副顧問に相談があったことが判明。また、顧問から授業中に不適切な言葉を受けた女子生徒が2018年度に不登校になっていた問題も判明。</p> <p>2021/6/ 県立高校の保護者の有志らが、「県の調査期間は短いうえに生徒10人あまりと教職員6人への聴き取りに留まっており不十分だ」として、教育委員会から独立した第三者機関による再調査などを求めた。</p> <p>初期の第三者委員自身からも「指定された調査期間は著しく短い」と批判が上がっていた。</p> <p>2021/8/27 県は、第三者調査委員会を県総務部総務私学課に設置。</p> <p>2022/1/ 県は、第三者再調査委員会を設置。</p>	なし

		<p>委員会は月1回程度開催され、期限は設けずに行われる。</p> <p>2023/2/9 遺族が、県に約1億 3900 万円の損害賠償を求め、那覇地裁に提訴。</p>	
128 (107)	2021/7/31	<p>大阪府にある関西創価高校の男子生徒(高3・17)が、校舎の屋上から飛び降り自殺。校舎外壁工事のために足場を組んでいた工事関係者の男性(54)が、止めようとして一緒に転落。8/7 男性死亡。</p> <p>この日は夏休みで、男子生徒は直前まで、同じ部活動の生徒数人とともに、教員から生活面での指導を受けていたところ、突然、教室を飛び出した。教員や男性が説得に当たったが、通報から約 40 分後に飛び降りた。</p> <p>2021/9/28 大阪府警少年課は、重過失致死容疑で生徒を容疑者死亡のまま書類送検。</p>	なし
129 (108)	2022/3/18	<p>大阪府和泉市(せんなんし)の市立中学校の男子生徒(中1)が、自宅近くで自殺。男子生徒は小学校3年生次に同級生らから冷やかされるなどのいじめを訴えていた。学校に行けずに家にいると、担任教師が自宅に来て、ドア越しに「学校に行こう」と手を引っ張られたことがあった。また、抵抗すると背負い投げをされたり、「目を見ない」などの理由で何度も顎を持ち上げられたり、時間割表の入った封筒で叩かれたりした。</p> <p>2021/9/ 夏休み明けすぐに、男子生徒は進学した中学校で、同級生らから「少年院帰り」「障がいやから」と言われるなどと担任に相談したが、「誰が言ったか特定できなければ、指導できない」と言われたという。</p> <p>2021/10/ 男子生徒が中学校の担任に、小学校での事情をすべて話してほしいと頼んだが、管理職たちに相談したがだめだと言われたとして拒否された。</p> <p>市教委は、当該生徒が亡くなって5カ月近く経っても、「保護者から聞き取りができない」として詳細調査を行わなかった。</p> <p>2021/10/ 大阪弁護士会の LINE 相談窓口に、当該生徒とみられる人物から「(小学校在籍時に)教師達にいじめられて、1年間学校に行けなくなった」と相談が寄せられていた。</p> <p>2022/5/ 遺族が、「泉南市子どもの権利条例委員会」に相談。遺族は5年前(当該生徒の生前)から、市の窓口や教育委員会に相談していたが、何もしてくれなかったと主張。「泉南市子どもの権利条例委員会」は男子生徒が亡くなった後、「子どもの自死が学校生活と何らかの関係があると推測されるのに、教育委員会に報告もされず、何ら審議もしていないのは理解できない」として、2度にわたって意見書を教育長あてに提出。</p> <p>2022/7/1 市長に「子どもの権利条例に基づいて検証が求められる重大な課題」だとする最終報告書を手渡そうとしたが、市長は直接受け取ろうとせず、市役所の秘書広報課長にも、報告書を受け取らないよう指示。</p> <p>2022/7/21 市長は、市全員協議会で、報告書の扱いについて法的に検討した結果、「条令委におわびした上で受理したい」とした。</p> <p>2022/8/2 当初、「報告書の内容に守秘義務違反がある」として受け取りを拒否していたが、顧問弁護士の見解が変わったとして、報告書を受理。</p> <p>市教委直轄の第三者委員会を設置することを決定。</p> <p>市長直轄の第三者委員会も同時に設置。学校や教委の対応も調査する予定。委員には、保護者推薦を加える予定。</p>	あり ⑳
	1952 年から 129 件 平成(1989)年以降 108 件		

1952-1988年	21件(未遂1件)中	有形暴力が確認されたのは9件。
1989-2022年	108件(未遂15件)中	有形暴力が確認されたのは13件(未遂1)。
計	129件中、有形暴力が確認されたのは、22件(17%)	80%以上は有形暴力なし

注) 有形暴力の有無は、新聞記事等でわかる範囲内で判断

大学生4件(いずれも平成。既遂) 職業能力開発校1件を含む。

有形暴力 22件 生徒指導 17件 (①②③④⑤⑥⑦⑧ ⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑳㉑) 平成以降 9件
 部活動 5件 (⑨ ⑪⑱㉒㉓) 平成以降 4件(内未遂1件)

※ 「追いつめられ、死を選んだ七人の子どもたち。『指導死』」 資料『指導死』一覧 に加筆
 (2013年5月15日 高文研 大貫隆志 編著・住友剛・武田さち子)

※ 「指導死」の定義。(大貫隆志氏による)

1. 不適切な言動や暴力等を用いた「指導」を、教員から受けたり見聞きすることによって、児童生徒が精神的に追い詰められ死に至ること。
2. 妥当性、教育的配慮を欠く中で、教員から独断的、場当たりの制裁が加えられ、結果として児童生徒が死に至ること。
3. 長時間の身体の拘束や、反省や謝罪、妥当性を欠いたペナルティー等が強要され、その精神的苦痛により児童生徒が死に至ること。
4. 「暴行罪」や「傷害罪」、児童虐待防止法での「虐待」に相当する教員の行為により、児童生徒が死に至ること。

学校には、様々な形の「教員」と「生徒」との関わりがあります。日常的なごく普通の関わり、例えば授業やクラブ活動での「教員」と「生徒」の関わりもありますし、生徒の何等かの問題行動があった場合の「教員」と「生徒」の関わりもあります。「指導死」では、学校における「教員」と「生徒」との関わりを全てを「指導」と位置付けます。

※ ウェブサイト「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> (武田作成) の「子どもに関する事件・事故2」に、一部の事件については詳細あり。

※ 指導死一覧 及び 外部調査(検証)委員会一覧は、上記ウェブサイトの「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html にあり。